

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えるからである。

[<参考>給与勧告の流れ 参照]

以上の観点から、本委員会は、昨年10月に、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年4月1日を調査期日として「令和7年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の4種類6給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,402人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均 給 与 月 額	給 料	340,918円	平均 年 齢 39.3歳 平均 経 験 年 数 16.8年 平均 扶 養 親 族 数 0.7人 男女別構成比 学歴別構成比
	扶 養 手 当	7,493円	
	管 理 職 手 当	8,882円	
	地 域 手 当	53,597円	
	住 居 手 当	7,000円	
	そ の 他	123円	
	計	418,013円	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
3 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
4 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員（以下、「暫定再任用職員等」という。次頁において同じ。）は含まれていない。
5 表中等の割合については、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。（以下同じ。）

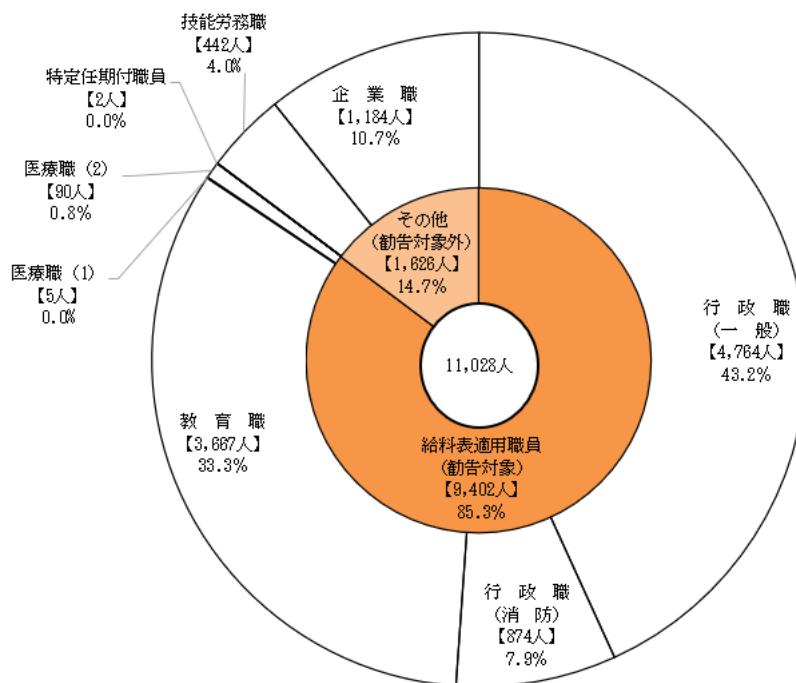
[参考資料第1表 参照]

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
初任給調整手当	・医師に対して一定期間55,200円～224,600円を支給 ・獣医師に対して一定期間3,000円～30,000円を支給
扶養手当	・配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・子 1人10,000円 ・父母等 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15%（医師は16%）を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
単身赴任手当	・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（暫定再任用職員等を除く。）



<勧告対象職員について>

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所427事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した96事業所について「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち81事業所において調査を完了した（調査する事業所として抽出した96事業所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した2事業所を除いた94事業所に占める調査完了した81事業所の割合（調査完了率）は86.2%）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種4,095人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種321人についても同様の調査を行った（調査実人員計4,416人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

〈層化無作為抽出法について〉

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（1）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表のとおりである。

（2）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒258,424円、短大卒235,193円、高校卒221,559円である。

第1表 職種別、学歴別初任給

職 種	学 歴	初 任 給	
		企 業 規 模 100人以上	【参考】 企 業 規 模 50人以上
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	258,424円	257,791円
	短 大 卒	235,193円	234,727円
	高 校 卒	221,559円	221,273円
	新卒事務員	大 学 卒	257,587円
		短 大 卒	233,532円
		高 校 卒	220,414円
新卒技術者	大 学 卒	259,556円	259,419円
	短 大 卒	237,529円	237,582円
	高 校 卒	222,883円	222,987円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養(家族)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	251,045円
	短 大 卒	225,630円
	高 校 卒	212,980円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 特 別 給

民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第2表のとおりであり、平均給与月額の4.63月分に相當している。

第2表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	425,486円
	上 半 期 (A2)	442,534円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	974,024円
	上 半 期 (B2)	1,033,804円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.29月分
	上 半 期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.34月分
年 間 の 平 均	4.63月分	

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から令和7年7月までの期間をいう。

2 後述(7頁)する比較対象企業規模を100人とする見直しを行わなかった場合は、4.61月分である。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6月期	2.30月分
	12月期	2.30月分
	年間計	4.60月分

(4) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第3表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は75.8%である。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は95.7%である。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が28.9%、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は65.3%である。

第3表 民間ににおける給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
		100人以上	75.8	1.1	0.0	23.1
係員	【参考】50人以上	75.1	1.0	0.0	23.9	
	100人以上	64.5	1.1	0.0	34.3	
課長級	【参考】50人以上	64.7	1.1	0.0	34.2	

(注) 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第4表 民間ににおける定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし	定期昇給中止		
係員	100人以上	95.7	95.7	28.9	1.5	65.3	0.0	4.3
	【参考】50人以上	94.6	94.6	28.3	2.7	63.6	0.0	5.4
課長級	100人以上	82.2	82.2	21.9	1.5	58.8	0.0	17.8
	【参考】50人以上	82.0	82.0	21.8	2.8	57.5	0.0	18.0

(注) 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

(5) 初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で34.4%、高校卒で6.9%である。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では90.8%、高校卒では80.6%である。

第5表 民間ににおける初任給の改定状況等

(単位：%)

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	100人以上	34.4	(90.8)	(9.2)	(0.0)	65.6
	【参考】 50人以上	33.4	(91.6)	(8.4)	(0.0)	66.6
高校卒	100人以上	6.9	(80.6)	(19.4)	(0.0)	93.1
	【参考】 50人以上	7.5	(84.1)	(15.9)	(0.0)	92.5

(注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

2 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

3 職員の給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

人事院は、本年の給与勧告において、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法の見直しを行い、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げた。

本委員会においても、人事院と同様の観点から、本年の公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すことが適当であると判断した。

(2) 比較の方法

本委員会は、上記の「令和7年千葉市職員給与等実態調査」及び「令和7年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年4月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあっては事務・技術関係職種、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化

してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての公民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第6表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

[<参考>職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式） 参照]

第6表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長	
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長	
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長
6級	課長	課長	部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長
4級	主査	係長	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任係員

(3) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第7表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を2.91%（12,060円）下回っていることが明らかとなった。

第7表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 42.9歳、平均経験年数 19.3年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	((A) - (B))
426,564 円	414,504 円	2.91%	(12,060 円)

- (注) 1 本市職員にあっては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
 きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず毎月支給されるすべての給与
 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等
- 4 職員給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）、管理職手当の合計額である。
- 5 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、2.74% (11,371円) である。

<「事務・技術関係職種」について>

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第7表の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のみの平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第7表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ⋮ ⋮	事務・技術関係職種
新規学卒者		

4 国家公務員等との給与比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によると、令和6年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.5（指定都市平均99.8）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では3.6%上昇し、千葉市においては2.9%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり365,504円（世帯人員2.81人、世帯主の年齢62.7歳）となっている。

[参考資料第13表 参照]

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働く公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のプランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一括的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的な内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い、本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った待遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度（自営兼業）の見直し
【R8年度から実施】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT（オンライン試験）の導入
【R8年度に試験実施、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体的な提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)

〔令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較〕〔令和7年4月実施〕

● 倉給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

⑤ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数とともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

む　す　び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、公民の給与較差や民間の給与制度との比較に基づくものとしては、基本的な給与である給料月額及び管理職手当を、それ以外には初任給調整手当及び通勤手当を、それぞれ引き上げる必要がある。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るために引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、行政職給料表について、平均3.1%引き上げることとする。具体的には、民間における初任給の動向や人材確保が課題となっていること等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給について12,000円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給について12,300円、それぞれ引き上げる。

これを踏まえて、概ね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、そこから改定額を遞減させる形を基本としつつ、適切な号給の間差が得られるように調整して、給料表全体の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

(2) 管理職手当

管理職手当の月額については、受給する職員の職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で定めることとされている。給与制度の総合的見直しによる給料表の切替え並びに平成27年及び28年の給料表の引下げ改定に伴い、管理職手当の月額を引き下げた一部の職務の級において、今回の給料表の改定により、最高号給の給料月額が引上げとなるため、当該職務の級における管理職手当の月額を一部引き上げることとし、本年4月に遡及して実施する。

(3) 初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対して支給する初任給調整手当について、人事院勧告の内容及び医療職給料表(1)の改定状況を踏まえた引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

(4) 通勤手当

自動車等の使用者に係る通勤手当について、人事院は、民間の支給状況等を踏まえ、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施することとした。

本市においても、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、同距離区分の通勤手当の引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

(5) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和8年度以降については、6月期及び12月期における期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

(6) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）等
ア 給料表及び給与制度

人事院においては、職務や職責をより重視した俸給体系等を整備することとし、俸給構成を抜本的に見直したところである。

本市においても、人事院勧告に準じて以下のような改正を行う。

(ア) 行政職給料表

3級から6級までについては、各級の初号近辺の号給を削除し、これらの級の初号の給料月額を引き上げることとする。

3級については、他の級との給料月額の重なりが多いことから、職務給の原則を一層推進するため、最高号給近辺の号給を削除することとする。

7級及び8級については、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間の給料月額の重なりを解消し、昇格メリットも拡大することによって、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとし、号給を大きくくり化することで、昇給することによる大きな給与上昇を確保する。

また、既に7級及び8級に在職している職員は、直前に受けていた給料月額と同額又は直近上位の額の新たな号給に切り替えることを基本としつつ、拡大後の昇格メリットと同額の効果を受けられるよう所要の調整を講ずることとする。

なお、昇給については、勤務成績優秀者に限り行うこととする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に、上記に相当する見直しを行う。

(ウ) 在級期間の見直し

人事院においては、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用が重要であるとし、これに見合った給与待遇の確保を引き続き推進していくため、昇格における在級期間に係る制度を廃止することとしている。

本市においても、職務・職責に見合った給与待遇の確保は重要であると考えられることから、昇格における在級期間の取扱いについて研究する必要がある。

イ 地域手当

人事院においては、地域の民間賃金の状況を国家公務員の給与に適切に反映させるよう、支給地域等の見直しを行った。また、現在市町村ごとに設定している級地区分について都道府県を基本に見直しを行う一方で、地域の中核を担っているような都市においては、個別の級地区分を設定した。

その結果、本市地域における国家公務員の地域手当支給割合は、現在の15%から12%へと変更となった。

地方公務員の給与制度は、国家公務員の給与制度に準拠することが基本であることから、本市職員（医師及び歯科医師である職員を除く。）の地域手当の支給割合について、段階的に12%に変更することとする。

ウ その他の月例手当等

(ア) 扶養手当

人事院は、民間企業や公務の配偶者に係る手当の減少傾向が継続していることや、国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、配偶者に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げることとした。

本市においても、社会と公務の変化を踏まえるとともに、国家公務員の給与制度に準拠することが基本であることを鑑みて、人事院勧告に準じて、同様の見直しを行う必要がある。

なお、見直しに当たっては、手当を受給者している職員への影響を鑑みて、所要の経過措置を講ずることとする。

(イ) 通勤手当

人事院は、昨年の勧告において、ライフスタイルが多様化する中で、新幹線等の利用も含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減することが、人材の確保や異動の円滑化、離職防止に資することから、支給限度額を引き上げるとともに新幹線鉄道等の特別急行列車に係る通勤手当の支給要件を見直した。また、本年の勧告において、自動車等使用者に対する通勤手当について、令和7年の「職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえて、上限距離の引上げ等を行った。

本市においても、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を考慮するとともに、有為・有能な人材の確保やライフスタイルの多様化

に合わせるため、通勤手当の支給限度額の引上げ及び特別急行列車等に係る支給要件の見直し並びに自動車等使用者に対する通勤手当の上限距離の引上げ及び距離区分の新設を実施することとする。

なお、月途中に採用された職員等の通勤手当の支給については、本市においても実施する必要があることから、任命権者において適切な時期に所要の措置を講じられたい。

また、本年の人事院勧告における駐車場等利用に対する通勤手当については、本市の実情等を勘案しながら、引き続き研究していく必要がある。

(ウ) 単身赴任手当

人事院は、近年の人材確保の困難性の高まりや採用志望者の年齢の幅の広がりにより、採用時から単身赴任を余儀なくされる職員が生じていることから、人材確保にも資するよう、単身赴任手当の支給要件の見直しを行った。

本市においても、有為・有能な人材を確保するため、人事院勧告に準じて見直しを行うこととする。

(エ) 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員が災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態があり、管理職員の負担感がこれまで以上に大きくなっていることを鑑みて、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、午後10時から午前5時までとした。

本市においても、人事院勧告に準じて支給対象となる時間帯を拡大することとする。

エ 特別給

(ア) 勤勉手当の成績率等

人事院は、勤勉手当について、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の待遇が可能になるよう、「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を引き上げることとした。

本市においては、国家公務員の制度及び運用状況や本市の実情等を踏まえて、任命権者において引き続き研究を行われたい。

(イ) 交流採用に係る在職期間等の取扱いの見直し

人事院は、交流採用された職員及び研究休職から復職した職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算することとした。

本市においては、本市の人事交流の実情等を踏まえて、任命権者において研究を行われたい。

(ウ) 特定期付職員のボーナス制度

人事院は、能力・実績に基づく人事管理を進めるため、特定任期付職員に対して、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟につけることができるよう、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することとした。

本市においても、人事院勧告に準じて、期末手当と勤務成績に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

オ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等の前身となる再任用制度導入時に想定されていなかった人事運用の変化に応じて、住居手当等を支給することとした。

本市においても、人事院勧告に準じて、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

カ 実施時期

上記（6）のア～オの改定は、令和8年4月1日から実施する必要がある。

キ 経過措置

アの給料表の適用に伴い、新たな給料表の給料月額が、令和8年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、職員の生活への影響を考慮し、当面の間、経過措置として、給料月額のほか、その差額を給料として支給することとする。

また、イの地域手当、ウ（ア）の扶養手当については、手当を受給している職員への影響を考慮した経過措置を講ずることとする。

(7) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）が、令和7年6月11日に成立し、同月18日に公布された。

改正法においては、学校における働き方改革の更なる加速化に向けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、当該教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置の実施に関する計画の策定、当該計画の実施状況の公表等が盛り込まれたほか、教員の待遇改善を図るため、教職調整額の基準となる額の段階的な引き上げ等を実施することとされた。また、国においては、教育環境整備として、この改正法に合わせて、管理職の本給等についても、見直しを図ることとしている。

教育委員会におかれては、これらの改正法施行等に伴う対応について、国の状況を注視しつつ、必要な条例や規則の改正等を適切に実施されたい。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

(1) 市政運営の原動力としての人材の確保

行政課題が複雑化・多様化する中で、市役所組織を持続可能なものにするためには、市政運営の原動力となる有為・有能な人材を確保・育成することが不可欠である。官民間わず厳しい人材獲得競争が続いていることから、今まで以上に効果的な採用活動に取り組むとともに、採用した人材が成長・活躍できるような取組みを進める必要がある。

ア 人材確保

今日の行政課題は高度に複雑化・多様化しており、これらの課題に的確に対応できる有為・有能な人材が求められている。その一方で、労働市場では官民間わず人材獲得競争がますます激化していることに加え、公務員として働く魅力ややりがい、働き方の現状等が十分に伝わっておらず、就職先として公務員を選択しない状況もみられる。これは本市においても例外ではなく、近年は採用試験の受験者数の減少傾向が続いている。本委員会としては、有為・有能な人材を採用するためには一定数以上の受験者を確保していく必要があると考えており、こうした状況に強い危機感を持っている。

そこで、採用試験においては、今年度の取組みとして、上級技術職

を対象に、民間企業でも多く使われている選考ツールであるS P I – 3を活用した先行実施枠を新設し、これまでよりも約2か月半早い時期に最終合格発表を行った。加えて、既存の試験区分では一部の職種で第一次試験の教養試験を廃止したほか、受験可能年齢の上限を引き上げるなど、受験者の負担軽減や受験機会の拡大を図り、より多くの受験者の確保に向けて取り組んできたところである。

また、募集活動においては、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えるため、幅広い対象に周知する機会とより深く知つてもらう機会の双方が必要と捉え、採用説明会については参加者の利便性を考慮し全面オンラインで開催したほか、対面で実施する企画として本市職員と受験予定者が座談会形式で交流するイベントを行った。

今後もオンライン型のイベントやホームページ・S N Sの充実などインターネットを活用した情報発信と、本市職員と受験予定者が直接交流できる座談会や職場見学会など対面による情報発信を効果的に組み合わせ、本市で働くことの魅力ややりがいについて、より一層のP Rに努めていく。また、採用試験においては、受験者の確保のため、受験者の負担軽減と併せ、求める人材を確保できる試験内容になっているかの検証が必要である。加えて、今後も見込まれる厳しい採用情勢を鑑み、新規学卒者だけでなく、民間企業等経験者の採用や今年度から任命権者で開始した千葉市キャリア・リターン制度（いわゆるアルムナイ採用）といった、中途採用による人材確保など、試験内容とともに採用ルートを含む試験制度のあり方について、引き続き、任命権者と連携しながら検討を進めていく。

イ 人材育成

（ア）千葉市人材育成・活用アクションプラン

現在「千葉市人材育成・活用基本方針」に基づく「第1次千葉市人材育成・活用アクションプラン」に沿って、各取組みを推進しているところであり、個々の「人材」の能力を最大限に引き出し、伸ばし、活かすため、人事評価を通じて職員の能力・適性等を的確に把握し、配置や育成に活用してもらいたい。

また、令和7年度は、上記アクションプランの最終年度である。近年、民間企業では一人ひとりの従業員を重要な資本と捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」への関心が高まっているが、公務においても、

人材育成・活用面で有用な視点であると考えられるため、任命権者においては、新たなアクションプランの策定にあたり、このような考え方を取り入れながら、さらに充実したものとなるよう、検討を進められたい。

(イ) きめ細かな研修等

新規学卒者の獲得競争が激しくなる中で、市役所組織を持続可能なものとするために、民間企業等経験者の採用は、人材確保の有効な手段の一つである。これらの職員がこれまで培ってきた職務経験を生かして、自らの能力を最大限に発揮するとともに、公務職場にスムーズに適応できるよう、研修の充実を図られたい。

また、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員等、多様な人材が持てる力を発揮し活躍する必要があり、これらの職員に対するきめ細かな研修やリスクリミング、業務経験の場の確保等が必要になる。

一方、近年の若年層の職員は、対面でのコミュニケーションに苦手意識を持つ傾向が見られるほか、自身の成長やキャリア形成に対する高い意欲があるとされる。こうした若年層の職員の傾向を踏まえた納得感及び満足度の高い人事・研修制度を検討する必要がある。また、管理職と若年層の職員の間では、仕事に対する意識のギャップもあるとされていることから、研修等を通じて管理職に対しても若年層の職員に対する育成手法等に関する知識やスキルの向上を図られたい。

さらに、近年では、管理職への昇格が職務・職責の重さやその処遇等から忌避される傾向があり、本市でも管理職への昇格の前提となる主査級への昇格意欲が低い状況である。職員の昇格意欲を高めるため、本委員会としても職務給の原則を徹底し職務・職責に応じた給与制度となるよう検討を進めていくが、任命権者においては、研修の充実等昇任に向けた不安を解消し、モチベーションを向上させるための取組みを進められたい。

(ウ) D X の推進

D X の推進やA I の活用は、職員の負担軽減や効率的な行政運営を推進するために有効な手段の一つであると考えられ、職員一人ひとりが日々の業務において、より応用的な技能を高めていく必要がある。市役所全体で、業務プロセス改革やD X を推進してい

くためにも、任命権者においては、職員の自主的な行動に任せるだけでなく、国や他団体の取組みを参考に、本市におけるデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の確保・育成に関する具体的な取組みを検討されたい。

(エ) 人事管理におけるデジタル化

これらの人材育成に関する諸課題に対応し、職員個人の状況を細かく把握し人事管理に生かすためには、職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、スキルマップやタレントマネジメントシステムのようなツールに蓄積して活用することが重要であり、任命権者においては、これらのツールについて調査・研究を進められたい。

ウ 人材活躍

(ア) 女性管理職登用率及び障害者雇用率

本市の令和7年度の女性管理職登用率は24.8%、主査級に占める比率は32.3%であり、障害者雇用率は市長部局等において2.96%、教育委員会において2.22%となっている。障害者雇用率については、令和8年7月から、更に法定雇用率が引き上げられる予定である。任命権者においては、引き続き、女性管理職登用率及び障害者雇用率の向上に努められたい。

(イ) 多様な職員の活躍

複雑化・多様化するとともに増大する行政課題に対応するためには、組織の意思決定の場において、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員等、多様な人材が参画するとともに、業務遂行の過程において、これらの職員が第一線で活躍する必要がある。

女性職員の活躍について、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画として、「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定し、家庭生活との両立が出来る働き方や職場の支援の充実、昇格に対して自信が持てる職務経験を積むことができる異動等、人事上の支援策を進めていくとされている。

障害のある職員の活躍についても、「千葉市障害者活躍推進プラン（第2期）」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間とし

て策定し、障害のある職員が、それぞれの障害特性や個性に応じて、能力を十分発揮して働き続けられるよう、障害のある職員本人及び所属長等周囲の職員双方からの相談体制の整備や障害のある職員が配置された各所属へのプッシュ型支援等を行うとされており、これらの取組みを着実に進められたい。

また、高齢層は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすく、またその処遇等に起因してモチベーションが低下しやすいと言われている。高齢層の職員の心身の特徴を踏まえた健康支援を検討するとともに、本人の意欲や適性に応じた人員配置の工夫等の対策を講じられたい。

そして、これらの多様な事情を抱えた職員が活躍するためには、長時間労働を前提としない働き方が必要になることから、任命権者においては、業務の効率化を進められたい。

(ウ) 給与制度

職員が意欲をもって職務に取り組み活躍していくためには、その役割や活躍に報いる給与の処遇が必要であることから、昨年の人事院勧告における、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を踏まえた給与制度の整備について、適切に対応していく必要がある。

(2) 誰もが働きやすい職場環境の整備

職員が安心し、やりがいを持って働く職場環境を整備することは、公務能率や公務職場の魅力を向上させ、多様で有為な人材確保につながるとともに、職員の離職防止にもつながることから、職員一人ひとりの個性と能力が尊重され、自分らしく働く職場環境を整備する必要がある。

ア 長時間労働の是正

(ア) 長時間労働の状況

本市の令和6年度の時間外勤務の状況については、全庁平均は15.8時間であり近年では減少傾向にあるものの、月100時間以上の時間外勤務等、時間外勤務の上限規制における特例業務に該当するような長時間労働を行った職員の割合は約7%となっており、一定数存在している。また、他律的業務職場については、令和7年

度で全体の7割以上の職場が指定されている。

また、本市の令和6年度における教職員の勤務時間を除く在校等時間（以下「時間外在校等時間」という。）の月平均は37時間となっており、近年は減少傾向にあるものの、個人別では時間外在校等時間が月80時間超であった教職員の割合は2.9%となっており、一定数存在している。

(イ) 長時間労働の是正に向けて

Well-beingの実現にとって、職員の健康管理はその基盤となるものであり、休息や生活の時間を確保するためにも、長時間労働の是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、公務能率を向上するための業務プロセス改革やDXの推進、事務事業の見直しといった業務効率化を進めるとともに、業務量に応じた柔軟・適切な人員配置に努める等、本市全体として、長時間労働の是正に向けた対策に取り組まれたい。また、時間外勤務の上限規制について、他律的職場の指定に関しては限定的なものとなるよう適切に運用するとともに、特例業務に関しては要因の整理と分析・検証を行い、その原因への対策を講じられたい。

教育委員会においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴って、学校における働き方改革の一層の推進が求められていることから、上記の取組みのほか、「学校における働き方改革プラン」に従って、取組みを進めるとともに、今後の国の動向を注視しながら、引き続き学校に勤務する教職員の時間外在校等時間の縮減を進められたい。

本委員会としても、労働基準監督機関として、長時間労働の是正に向けて適切に対応していく。

(ウ) 職員の健康管理

やむを得ず長時間労働を行った場合は、時間外勤務時間の状況に応じて産業医等との面接を適切に行うことで、その職員の心身の負担状況を把握し、必要な配慮をすることが求められる。

任命権者においては、対象者が産業医等との面接の確実な実施につながるよう丁寧に勧奨する等、引き続き職員の健康管理に努められたい。

また、勤務間インターバルの確保について、現状の勤務実態の把握を行うとともに、他自治体の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、検討を進められたい。

イ 多様で柔軟な働き方

(ア) 柔軟な働き方の推進

現在、新たに策定した「千葉市職員子育て支援・女性活躍推進計画～エンパワーメントプラン～」に従い、育児や介護、病気治療、不妊治療等、個々の職員の事情に応じて全ての職員が活躍できる職場づくりを進めているところであり、任命権者においては、これら個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、週休3日制を可能とするフレックスタイム制度や在宅勤務時の手当制度についても、他自治体の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、検討を進められたい。

(イ) 休暇・休業を取得しやすい環境づくり

男性職員の育児休業の取得者割合は62.3%であり、そのうち半分程度の職員が1か月以上の育児休業を取得しており、本市においては男性職員の育児休業取得が浸透してきたと考えられるところであるが、一方で同僚の職員への負担が生じている状況や代替職員の確保が難しい職域では取得が難しいという状況が見られる。

また、介護について、介護休暇の取得実績は横ばい傾向であるが、特別休暇の短期介護休暇の取得実績は増えており、潜在的な介護休暇のニーズは増えていると考えられる。

任命権者においては、代替職員の配置等、休暇・休業等を取得しやすくするための職場環境づくりに、引き続き努められたい。

(ウ) 育児や介護に関する情報提供等

民間企業を対象にした、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正され、個別周知や意向確認等が義務化された。

本市においても、育児や介護等様々な事情を抱えた職員の両立支援のため、制度の個別の周知や意向確認等を適切に行うとともに、両立が難しくなるような事態に直面する前後において、私生活面も含めた助言を行う等の支援についても検討されたい。

ウ 福利厚生

近年の学生は、就職先を決める際に、「福利厚生制度が充実しているか」を重視する傾向が見られる。

そのような中で、公務職場で働く魅力を高めるためにも、また、職員の公務能率を向上させるためにも、任命権者においては、民間企業の事例等も参考にしながら、市民理解が得られるような職員の福利厚生制度のあり方を検討されたい。

また、学生からは、公務員の福利厚生制度に関する情報が少ないという意見もあることから、本委員会としても、任命権者と協力しながら、効果的な周知方法について検討していく。

エ ワーク・エンゲージメント

職員の満足度を高めるためには、休暇等の勤務条件を整備し、多様で柔軟な働き方を実現するだけではなく、ワーク・エンゲージメントを高めていくことが重要である。特に、近年の若年層においては、「自らが成長できるか」を重視する等、仕事に対する意識の変化が見られることから、採用した人材が本市に定着し成長していくような取組みが必要である。

また、目指す方向性や重視する価値をミッション・ビジョン・バリュー（M V V）として定め、これに沿った職員の行動を組織としてどのように引き出し、職員個人の業績や組織としての成果と結び付けていくかを考えることは、ワーク・エンゲージメントの向上に有効な手法と考えられる。

このような中、国家公務員においては、令和7年3月の人事行政諮問会議の最終報告において、職員が仕事をするに当たって判断のよりどころとなるよう「国家公務員行動規範」の策定を求め、本年5月に人事院において策定したところである。

任命権者においては、これらを参考にしつつ、職員の自律的かつ主体的なキャリア形成の意欲に応えられる人事制度や人事考課制度、研修、M V Vの策定について、調査・研究を進められたい。

オ ハラスメント対策

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮を妨げるものであるとともに、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来し、公務への信用の失墜を招くおそれがあることから、引き続き、全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底すること

が必要である。

(ア) ハラスメントの現状

ハラスメント苦情相談のうち、パワー・ハラスメントに関する相談が全体の約9割を占めている状況であることから、研修等を通じ、職位にかかわらず、パワー・ハラスメントについての正しい理解やハラスメントを未然に防ぐための行動を学ぶことが重要である。

また、ハラスメントを防ぐためには風通しの良い職場環境づくりが有効であることから、ハラスメントを意識するあまり、職員同士のコミュニケーションが希薄となることのないように、積極的な対話を意識した適度なコミュニケーションも大切である。

一方で、パワー・ハラスメントに関する相談の中には、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導も含まれていることがあると考えられる。

任命権者においては、適正な業務指示や指導を受けた際は、真摯に受け止め業務に当たることが重要である旨の周知を検討とともに、部下への指導、コミュニケーションの取り方について悩む上司・管理職に対し、ハラスメントに留意した指導方法や風通しの良い職場環境づくりに関する研修・周知や支援について検討されたい。

(イ) カスタマー・ハラスメント対策

近年では、労働者への安全配慮の観点から、顧客等からの暴行や脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対策も求められているところである。

総務省の調査によると、地方公共団体において、過去3年間にカスタマー・ハラスメントを受けた経験がある職員は全体で35.0%であり、民間企業の3倍に当たる。本市でも、職員にアンケート調査を実施したところであり、それによると39.1%の職員が市民等から著しい迷惑行為を受けたことがあると回答している。

本市においても、カスタマー・ハラスメントに対して組織的に対応する必要があることから、任命権者において、ガイドラインを作成することや職員への意識啓発、担当部署を設けるなど、他自治体や民間企業等の取組みを参考に、検討を進められたい。

力 健康経営・メンタルヘルス

(ア) 健康経営

健康経営は、プレゼンティーズムの改善・生産性の向上につながるとともに、職員のWell-beingの向上に資するものであり、これを実現するための職場環境の整備は任命権者の重要な責務である。

今年度から、職員の健康づくりのため、全局的な取組みとして局長等により所属職員が身体活動量の増加に取り組む「健康づくり宣言」を開始したところであるが、引き続き組織的な取組みを推進する必要がある。

また、近年では、医療技術の発達に伴い、以前では職場復帰が困難であった疾病から、復帰できる者が増えてきていると言われているが、一方でそのような職員はフルタイムでの勤務が難しい状況にあることも多い。

任命権者においては、疾病のある職員等様々な事情を抱える職員が健康的に働き続けられるよう、疾病予防への支援策や無給の休暇等を含めた環境づくりについて、国や他団体の状況を参考に、調査・研究を進められたい。

(イ) メンタルヘルス

高度に複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、心身ともに健康であることが重要である。

現在、「第2次千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」を、令和7年度から令和11年度までを計画期間として策定し、若手職員を対象としたメンタル支援の推進やワーク・エンゲージメントの向上に関する事業を新規施策として位置づけて、取組みを進めている。

これに加え、職員一人ひとりが組織に愛着を持ち、心からやりがいを感じて仕事に取り組むことができる職場環境を整備することで、ワーク・エンゲージメントを向上させることが、メンタルヘルス対策において、重要であると考えられる。

また、メンタルヘルスにおいても、女性職員や障害のある職員、高齢層の職員、育児や介護を行う職員、若年層の職員、管理職等様々な事情を抱える職員のそれぞれの立場に合わせたきめ細かな配慮が重要であると考えられる。

任命権者においては、研修や相談制度等について、より積極的に周知するとともに、ストレスチェックの結果を踏まえ、職員が健康に働き続けられるような職場となるよう取組みを進められたい。

(3) 市民に信頼される組織の実現

公務員倫理については、本委員会としてもこれまで、その重要性について繰り返し言及してきたところであるが、多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

職員の不祥事の発生防止に取り組むことは、市民からの信頼につながり、職員が仕事に対して誇りややりがいを持てるようになることから、ワーク・エンゲージメントの向上にも寄与するものである。

任命権者においては、市民に信頼される組織を実現するためにも、引き続き研修や指導、実効性のある取組み、職員の倫理意識の向上等といった職員の不祥事の発生の防止に取り組まれたい。併せて、職員のワーク・エンゲージメントを高めるとともに、ライフスタイルを充実させられるよう、先述の取組みを推進し、不祥事につながる行為を思いとどまらせるような土台を整えられたい。

服務管理者においては、引き続き、服務管理推進員と連携し、研修・啓発による意識付け等を行い、職員のコンプライアンス意識の醸成を行われたい。

管理監督者においては、不祥事を起こした者が、その要因として仕事のストレスを訴えるケースがあることから、ストレスチェックの集団分析結果を活用するとともに職員とのコミュニケーションを図り、日ごろから心身の不調の把握や風通しが良く不祥事の起きにくい職場環境づくりに取り組まれたい。

国家公務員では、令和7年3月の人事行政諮詢会議の最終報告において、人的資本の価値を最大化するためには、組織と職員の業務遂行双方における目的や方向性が一致することが不可欠であり、職員が仕事をするに当たって判断のよりどころとなり、自身の仕事を意義付け、国民からの信頼の下に円滑な公務運営を行えるよう、国家公務員に共通して求められる行動を明確にすることとして、「国家公務員行動規範」を定めるよう提言がなされ、人事院は本年5月に当該規範を策定したところである。これまで、公務員については、服務規律など多数の禁止事項が定められるのみであったが、積極的にとるべき行動について言語化を行ったものである。

任命権者においては、組織パフォーマンス及び職員のワーク・エンゲージメントを向上させるとともに、不祥事の予防に資するよう、「行動規範」やMVVの策定に向けた調査・研究を行われたい。

3 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な待遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定等を通じて行政運営の安定に寄与するものと考える。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

<参考>

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適當な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勧 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

1 令和7年4月の民間給与との比較に基づく給与改定

(1) 給料

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 管理職手当

行政職給料表の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を131,800円とすること。

(3) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を231,300円とすること。

(4) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分の支給額を、人事院勧告に準じて引上げ改定を行うこと。

(5) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

(ア) 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分(特定管理職員にあっては1.075月分)とし、12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分(特定管理職員にあっては1.275月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.725月分(特定管理職員にあっては0.625月分)とし、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.525月分(特定管理職員にあっては0.625月分)とすること。

(ウ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（特定管理職員にあってはそれぞれ1.0625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（特定管理職員にあってはそれぞれ1.2625月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分（特定管理職員にあってはそれぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分（特定管理職員にあってはそれぞれ0.6125月分）とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等

(1) 給料

ア 給料表

1の(1)による改定後の給料表を別記第2のとおり改定すること。
新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

イ 昇給制度

行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する職員の昇給は、千葉市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定するものとすること。

(2) 地域手当

ア 医師及び歯科医師である職員以外の職員については、国家公務員における改正に準じて、地域手当の支給割合を100分の12とすること。

イ 地域手当の支給割合の改正その他地域手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(4) 通勤手当

ア 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び特別急行列車等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件のうち、対象とする特別急行列車等の利用を、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

ウ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して必要と認める職員に対し、特別急行列車等に係る通勤手当を支給すること。

エ 自動車等使用者に対する通勤手当について、人事院勧告に準じて、上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設け、それぞれの区分に応じた額を支給すること。

(5) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(6) 管理職員特別勤務手当

給与条例第19条の5第1項に規定する管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(7) 特定期付職員の特別給

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とすること。

ウ 6月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定期付職員業績手当を廃止すること。

(8) 定年前再任用短時間勤務職員の手当

定年前再任用短時間勤務職員に対し、給与条例第11条の4の規定による住居手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

ただし、1の(5)のアについては令和7年12月1日から、1の(5)のイ、2並びに3の(2)のア、イ及びウについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 地域手当の支給割合等の特例措置

地域手当の支給割合については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては100分の14とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間においては100分の13とすること。

イ 扶養手当の月額等の特例措置

- (ア) 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間においては、給与条例第10条第1項に規定する行政職給料表8級職員等及び同条第3項に規定する行政職給料表7級職員等以外のものには、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては同手当の月額は4,500円とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間においては2,500円とすること。
- (イ) 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額）について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間においては1人につき11,000円とし、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間においては1人につき12,000円とすること。

ウ 当面の間における差額の支給

- (ア) 前記2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当面の間、その差額を給料として支給すること。
- (イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、(ア)に準じて給料を支給すること。
- (ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、(ア)又は(イ)に準じて給料を支給すること。

エ その他所要の措置

ア、イ及びウに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	179,400	215,600	252,200	279,300	308,600	346,400	394,900	463,600
	2	180,700	217,700	253,100	280,500	310,400	348,800	398,300	466,500
	3	182,000	219,800	254,000	281,700	312,200	351,200	401,700	469,400
	4	183,300	221,900	254,900	282,900	314,000	353,600	405,100	472,300
	5	184,400	223,700	255,700	284,000	315,800	355,800	408,200	475,200
	6	185,900	225,400	256,500	285,500	318,000	358,100	411,400	478,100
	7	187,400	227,100	257,300	287,000	320,200	360,400	414,600	481,000
	8	188,900	228,800	258,100	288,500	322,400	362,700	417,800	483,900
	9	190,400	230,300	258,900	289,700	324,400	364,900	421,000	486,700
	10	192,200	231,500	260,100	291,500	326,700	367,300	424,200	489,100
	11	194,000	232,700	261,300	293,300	329,000	369,700	427,400	491,500
	12	195,800	233,900	262,500	295,100	331,300	372,100	430,600	493,900
	13	197,500	234,800	263,700	296,700	333,300	374,500	433,700	496,000
	14	198,500	235,700	264,900	298,500	335,600	376,800	436,700	497,900
	15	199,500	236,600	266,100	300,300	337,900	379,100	439,700	499,800
	16	200,500	237,500	267,300	302,100	340,200	381,400	442,700	501,700
	17	201,300	238,200	268,500	303,800	342,400	383,600	445,400	503,500
	18	202,500	239,000	269,700	305,800	344,600	386,000	448,400	504,800
	19	203,700	239,800	270,900	307,800	346,800	388,400	451,400	506,100
	20	204,900	240,600	272,100	309,800	349,000	390,800	454,400	507,400
	21	205,900	241,300	273,300	311,500	350,900	392,900	457,100	508,700
	22	207,000	242,100	274,600	313,600	353,000	395,200	459,600	509,700
	23	208,100	242,900	275,900	315,700	355,100	397,500	462,100	510,700
	24	209,200	243,700	277,200	317,800	357,200	399,800	464,600	511,700
	25	210,200	244,200	278,400	319,700	359,000	402,000	466,900	512,700
	26	211,600	245,000	279,800	321,800	361,300	404,100	469,400	513,700
	27	213,000	245,800	281,200	323,900	363,600	406,200	471,900	514,700
	28	214,400	246,600	282,600	326,000	365,900	408,300	474,400	515,700
	29	215,700	247,200	283,800	327,900	368,200	410,200	476,600	516,400
	30	216,900	248,000	285,300	330,000	370,600	412,200	479,000	517,300
	31	218,100	248,800	286,800	332,100	373,000	414,200	481,400	518,200
	32	219,300	249,600	288,300	334,200	375,400	416,200	483,800	519,100
	33	220,500	250,400	289,800	336,300	377,700	418,000	485,900	520,000
	34	221,600	251,400	291,400	338,500	380,100	419,800	487,600	520,700
	35	222,700	252,400	293,000	340,700	382,500	421,600	489,300	521,400
	36	223,800	253,400	294,600	342,900	384,900	423,400	491,000	522,100
	37	224,900	254,100	296,000	345,000	387,000	425,000	492,600	522,600
	38	225,900	255,000	297,600	347,100	388,800	426,300	494,200	523,100
	39	226,900	255,900	299,200	349,200	390,600	427,600	495,800	523,600
	40	227,900	256,800	300,800	351,300	392,400	428,900	497,400	524,100
	41	228,900	257,600	302,400	353,400	393,900	430,000	498,800	524,400
	42	229,700	258,600	304,300	355,300	395,500	431,100	499,800	524,900
	43	230,500	259,600	306,200	357,200	397,100	432,200	500,800	525,400
	44	231,300	260,600	308,100	359,100	398,700	433,300	501,800	525,900

45	231,900	261,400	309,700	360,700	400,000	434,400	502,500	526,300
46	232,700	262,600	311,500	362,600	401,400	435,300	503,500	526,900
47	233,500	263,800	313,300	364,500	402,800	436,200	504,500	527,500
48	234,300	265,000	315,100	366,400	404,200	437,100	505,500	528,100
49	234,800	266,100	316,800	368,000	405,300	437,800	506,300	528,500
50	235,600	267,300	318,700	369,600	406,500	438,500	507,200	529,000
51	236,400	268,500	320,600	371,200	407,700	439,200	508,100	529,500
52	237,200	269,700	322,500	372,800	408,900	439,900	509,000	530,000
53	238,000	270,800	324,200	374,300	410,100	440,600	509,600	530,500
54	238,700	272,100	326,000	376,000	411,000	441,200	510,200	531,100
55	239,400	273,400	327,800	377,700	411,900	441,800	510,800	531,700
56	240,100	274,700	329,600	379,400	412,800	442,400	511,400	532,300
57	240,500	275,900	331,300	381,100	413,700	442,800	511,700	532,700
58	241,200	277,000	333,100	382,700	414,600	443,300	512,200	533,200
59	241,900	278,100	334,900	384,300	415,500	443,800	512,700	533,700
60	242,600	279,200	336,700	385,900	416,400	444,300	513,200	534,200
61	243,100	280,000	338,400	387,200	417,000	444,600	513,700	534,600
62	243,700	281,200	340,200	388,700	417,600	445,100		
63	244,300	282,400	342,000	390,200	418,200	445,600		
64	244,900	283,600	343,800	391,700	418,800	446,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	65	245,200	284,700	345,400	392,900	419,400	446,600	
	66	245,700	285,900	347,100	394,100	419,900	447,200	
	67	246,200	287,100	348,800	395,300	420,400	447,800	
	68	246,700	288,300	350,500	396,500	420,900	448,400	
	69	247,200	289,500	352,000	397,600	421,200	448,700	
	70	247,700	290,800	353,600	398,600	421,600	449,300	
	71	248,200	292,100	355,200	399,600	422,000	449,900	
	72	248,700	293,400	356,800	400,600	422,400	450,500	
73	249,200	294,500	358,400	401,500	422,700	450,800		
74	249,700	295,700	359,800	402,300	423,100	451,300		
75	250,200	296,900	361,200	403,100	423,500	451,800		
76	250,700	298,100	362,600	403,900	423,900	452,300		
77	251,200	299,300	363,900	404,700	424,300	452,600		
78	251,700	300,500	365,100	405,400	424,800	453,100		
79	252,200	301,700	366,300	406,100	425,300	453,600		
80	252,700	302,900	367,500	406,800	425,800	454,100		
81	253,200	304,000	368,500	407,400	426,100	454,600		
82		305,300	369,600	408,000	426,600	455,000		
83		306,600	370,700	408,600	427,100	455,400		
84		307,900	371,800	409,200	427,600	455,800		
85		308,900	372,600	409,700	428,100	455,900		
86			373,400	410,200	428,300	456,400		
87			374,200	410,700	428,500	456,900		
88			375,000	411,200	428,700	457,400		
89			375,500	411,700	428,900	457,900		
90			376,100	412,200	429,100	458,400		
91			376,700	412,700	429,300	458,900		
92			377,300	413,200	429,500	459,400		

			377,600	413,500	429,600	459,800		
93			378,000	414,000				
94			378,400	414,500				
95			378,800	415,000				
96								
97			379,200	415,200				
98			379,500	415,500				
99			379,800	415,800				
100			380,100	416,100				
101			380,400	416,300				
102			380,600	416,600				
103			380,800	416,900				
104			381,000	417,200				
105			381,200	417,300				
106			381,500	417,600				
107			381,800	417,900				
108			382,100	418,100				
109			382,300	418,200				
110			382,600					
111			382,900					
112			383,200					
113			383,500					
114			383,900					
115			384,300					
116			384,700					
117			384,800					
118			385,200					
119			385,600					
120			386,000					
121			386,400					
122			386,600					
123			386,800					
124			387,000					
125			387,100					
126			387,300					
127			387,500					
128			387,700					
129			387,900					
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額 円						
		193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100
								416,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	211,000	233,400	304,500	331,000	423,500
	2	214,300	235,400	306,500	333,400	424,900
	3	217,600	237,400	308,500	335,800	426,300
	4	220,900	239,400	310,500	338,200	427,700
	5	224,000	241,400	312,500	340,500	428,800
	6	225,600	243,500	314,400	342,700	430,200
	7	227,200	245,600	316,300	344,900	431,600
	8	228,800	247,700	318,200	347,100	433,000
	9	230,400	249,800	319,900	349,000	434,300
	10	232,100	252,500	322,000	351,200	435,600
	11	233,800	255,200	324,100	353,400	436,900
	12	235,500	257,900	326,200	355,600	438,200
	13	237,000	260,400	328,200	357,700	439,300
	14	238,800	262,000	329,900	359,000	440,700
	15	240,600	263,600	331,600	360,300	442,100
	16	242,400	265,200	333,300	361,600	443,500
	17	244,100	266,700	334,700	362,900	444,700
	18	247,100	268,400	336,600	364,700	446,000
	19	250,100	270,100	338,500	366,500	447,300
	20	253,100	271,800	340,400	368,300	448,600
	21	255,800	273,200	342,300	370,000	449,600
	22	258,000	274,700	344,200	371,400	450,900
	23	260,200	276,200	346,100	372,800	452,200
	24	262,400	277,700	348,000	374,200	453,500
	25	264,600	278,900	349,600	375,500	454,700
	26	265,700	280,400	351,400	376,800	455,900
	27	266,800	281,900	353,200	378,100	457,100
	28	267,900	283,400	355,000	379,400	458,300
	29	268,800	284,700	356,700	380,500	459,200
	30	270,100	286,500	358,000	381,500	460,100
	31	271,400	288,300	359,300	382,500	461,000
	32	272,700	290,100	360,600	383,500	461,900
	33	274,000	291,600	361,600	384,500	462,600
	34	275,300	293,400	363,100	385,700	463,100
	35	276,600	295,200	364,600	386,900	463,600
	36	277,900	297,000	366,100	388,100	464,100
	37	279,000	298,500	367,400	389,000	464,600
	38	280,100	300,200	368,700	390,100	465,100
	39	281,200	301,900	370,000	391,200	465,600
	40	282,300	303,600	371,300	392,300	466,100
	41	283,400	305,100	372,400	393,400	466,600
	42	284,600	306,700	373,800	394,600	467,200
	43	285,800	308,300	375,200	395,800	467,800
	44	287,000	309,900	376,600	397,000	468,400

45	288, 100	311, 500	378, 000	397, 900	468, 700
46	289, 200	313, 000	379, 100	399, 000	469, 200
47	290, 300	314, 500	380, 200	400, 100	469, 700
48	291, 400	316, 000	381, 300	401, 200	470, 200
49	292, 400	317, 400	382, 400	402, 200	470, 700
50	293, 300	319, 000	383, 400	403, 500	
51	294, 200	320, 600	384, 400	404, 800	
52	295, 100	322, 200	385, 400	406, 100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53 295, 800	323, 700	386, 400	407, 200	
	54 296, 900	325, 300	387, 600	408, 400	
	55 298, 000	326, 900	388, 800	409, 600	
	56 299, 100	328, 500	390, 000	410, 800	
	57 300, 100	330, 000	391, 000	411, 800	
	58 301, 300	331, 900	392, 200	413, 000	
	59 302, 500	333, 800	393, 400	414, 200	
	60 303, 700	335, 700	394, 600	415, 400	
	61 304, 700	337, 400	395, 500	416, 500	
	62 305, 400	339, 300	396, 500	417, 500	
	63 306, 100	341, 200	397, 500	418, 500	
	64 306, 800	343, 100	398, 500	419, 500	
	65 307, 200	344, 700	399, 500	420, 400	
	66 308, 300	346, 100	400, 600	421, 600	
	67 309, 400	347, 500	401, 700	422, 800	
	68 310, 500	348, 900	402, 800	424, 000	
	69 311, 500	350, 200	403, 700	425, 200	
	70 312, 400	351, 700	404, 800	426, 300	
	71 313, 300	353, 200	405, 900	427, 400	
	72 314, 200	354, 700	407, 000	428, 500	
	73 314, 800	356, 000	407, 800	429, 400	
	74 315, 800	357, 500	408, 900	430, 100	
	75 316, 800	359, 000	410, 000	430, 800	
	76 317, 800	360, 500	411, 100	431, 500	
	77 318, 500	361, 800	411, 900	431, 900	
	78 319, 300	363, 200	413, 000	432, 300	
	79 320, 100	364, 600	414, 100	432, 700	
	80 320, 900	366, 000	415, 200	433, 100	
	81 321, 600	367, 200	416, 200	433, 300	
	82 322, 300	368, 600	417, 000	433, 700	
	83 323, 000	370, 000	417, 800	434, 100	
	84 323, 700	371, 400	418, 600	434, 500	
	85 324, 100	372, 500	419, 400	434, 900	
	86 324, 700	373, 700	420, 000	435, 200	
	87 325, 300	374, 900	420, 600	435, 500	
	88 325, 900	376, 100	421, 200	435, 800	
	89 326, 300	377, 100	421, 700	435, 900	
	90 326, 700	378, 200	422, 500	436, 200	
	91 327, 100	379, 300	423, 300	436, 500	
	92 327, 500	380, 400	424, 100	436, 700	

93	327, 600	381, 200	424, 700	436, 800
94	328, 100	382, 300	424, 900	437, 100
95	328, 600	383, 400	425, 100	437, 400
96	329, 100	384, 500	425, 300	437, 700
97	329, 400	385, 400	425, 500	437, 800
98	330, 100	386, 300	425, 700	438, 100
99	330, 800	387, 200	425, 900	438, 400
100	331, 500	388, 100	426, 100	438, 700
101	332, 200	389, 000	426, 200	438, 800
102	332, 500	389, 900	426, 400	
103	332, 800	390, 800	426, 600	
104	333, 100	391, 700	426, 800	
105	333, 400	392, 400	426, 900	
106	333, 700	393, 300	427, 100	
107	334, 000	394, 200	427, 300	
108	334, 300	395, 100	427, 500	
109	334, 400	395, 900	427, 700	
110	334, 600	396, 800		
111	334, 800	397, 700		
112	335, 000	398, 600		
113	335, 200	399, 300		
114	335, 400	400, 200		
115	335, 600	401, 100		
116	335, 800	402, 000		
117	335, 900	402, 800		
118	336, 100	403, 500		
119	336, 300	404, 200		
120	336, 500	404, 900		
121	336, 700	405, 600		
122	337, 000	406, 300		
123	337, 300	407, 000		
124	337, 500	407, 700		
125	337, 600	408, 200		
126	337, 800	408, 800		
127	338, 000	409, 400		
128	338, 200	410, 000		
129	338, 400	410, 600		
130	338, 700	411, 200		
131	339, 000	411, 800		
132	339, 200	412, 400		
133	339, 300	413, 000		
134	339, 600	413, 300		
135	339, 900	413, 600		
136	340, 200	413, 900		
137	340, 300	414, 200		
138	340, 600	414, 500		
139	340, 900	414, 800		
140	341, 100	415, 100		

		341, 200	415, 400		
141		341, 500	415, 700		
142		341, 800	416, 000		
143		342, 100	416, 300		
		342, 200	416, 500		
145		342, 500	416, 800		
146		342, 800	417, 100		
147		343, 100	417, 400		
		343, 200	417, 500		
149		343, 500	417, 800		
150		343, 800	418, 100		
151		344, 100	418, 400		
		344, 200	418, 500		
153		344, 500	418, 800		
154		344, 800	419, 100		
155		345, 100	419, 400		
		345, 200	419, 500		
157		345, 500	419, 700		
158		345, 800	419, 900		
159		346, 100	420, 100		
		346, 200	420, 300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		241, 400	285, 000	311, 100	338, 900
					420, 700

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	343,500	401,800	425,300	519,800
	2	346,100	405,700	429,000	521,800
	3	348,700	409,600	432,700	523,800
	4	351,300	413,500	436,400	525,800
	5	353,700	417,200	440,000	527,700
	6	356,300	421,100	443,600	529,700
	7	358,900	425,000	447,200	531,700
	8	361,500	428,900	450,800	533,700
	9	364,000	432,700	454,100	535,600
	10	366,900	436,100	457,600	537,500
	11	369,800	439,500	461,100	539,400
	12	372,700	442,900	464,600	541,300
	13	375,600	446,200	467,900	543,100
	14	378,700	449,100	471,200	545,200
	15	381,800	452,000	474,500	547,300
	16	384,900	454,900	477,800	549,400
	17	387,900	457,700	480,800	551,300
	18	390,700	460,600	483,100	553,000
	19	393,500	463,500	485,400	554,700
	20	396,300	466,400	487,700	556,400
	21	399,100	469,000	489,900	558,000
	22	402,100	471,300	492,100	559,700
	23	405,100	473,600	494,300	561,400
	24	408,100	475,900	496,500	563,100
	25	410,800	478,000	498,400	564,600
	26	413,700	479,400	500,700	566,000
	27	416,600	480,800	503,000	567,400
	28	419,500	482,200	505,300	568,800
	29	422,200	483,500	507,500	570,100
	30	425,100	485,000	509,400	571,600
	31	428,000	486,500	511,300	573,100
	32	430,900	488,000	513,200	574,600
	33	433,600	489,500	514,900	576,100
	34	436,400	491,100	517,100	577,500
	35	439,200	492,700	519,300	578,900
	36	442,000	494,300	521,500	580,300
	37	444,700	495,700	523,400	581,500
	38	447,300	497,400	525,100	582,700
	39	449,900	499,100	526,800	583,900
	40	452,500	500,800	528,500	585,100
	41	455,100	502,300	530,200	586,000
	42	457,700	504,000	531,900	587,100
	43	460,300	505,700	533,600	588,200
	44	462,900	507,400	535,300	589,300

45	465, 500	509, 000	536, 900	590, 200
46	467, 000	510, 200	538, 600	591, 200
47	468, 500	511, 400	540, 300	592, 200
48	470, 000	512, 600	542, 000	593, 200
49	471, 300	513, 600	543, 500	594, 200
50	472, 700	514, 200	545, 000	595, 200
51	474, 100	514, 800	546, 500	596, 200
52	475, 500	515, 400	548, 000	597, 200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	476, 700	516, 000	549, 400
	54	478, 000	516, 600	550, 300
	55	479, 300	517, 200	551, 200
	56	480, 600	517, 800	552, 100
	57	481, 900	518, 300	552, 700
	58	483, 400	518, 900	553, 900
	59	484, 900	519, 500	555, 100
	60	486, 400	520, 100	556, 300
	61	487, 900	520, 500	557, 500
	62	489, 400	521, 100	559, 000
	63	490, 900	521, 700	560, 500
	64	492, 400	522, 300	562, 000
	65	493, 600	522, 900	563, 500
	66	494, 400	523, 600	564, 500
	67	495, 200	524, 300	565, 500
	68	496, 000	525, 000	566, 500
	69	496, 800	525, 700	567, 300
	70	497, 700	526, 200	568, 400
	71	498, 600	526, 700	569, 500
	72	499, 500	527, 200	570, 600
	73	500, 200	527, 500	571, 400
	74	500, 900	528, 000	572, 600
	75	501, 600	528, 500	573, 800
	76	502, 300	529, 000	575, 000
	77	502, 900	529, 400	575, 900
	78	503, 200	530, 100	576, 800
	79	503, 500	530, 800	577, 700
	80	503, 800	531, 500	578, 600
	81	503, 900	532, 000	579, 300
	82		532, 800	580, 200
	83		533, 600	581, 100
	84		534, 400	582, 000
	85		534, 900	582, 700
	86		535, 800	583, 100
	87		536, 700	583, 500
	88		537, 600	583, 900
	89		538, 200	584, 100
	90			584, 500
	91			584, 900
	92			585, 300

93			585,600	
94			586,000	
95			586,400	
96			586,800	
97			587,000	
98			587,400	
99			587,800	
100			588,200	
101			588,500	
102			588,900	
103			589,300	
104			589,700	
105			589,800	
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	312,000	358,500	397,600	461,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	186,900	226,200	260,900	291,900	348,300	387,000
	2	190,100	227,700	261,600	293,700	350,600	389,400
	3	193,300	229,200	262,300	295,500	352,900	391,800
	4	196,500	230,700	263,000	297,300	355,200	394,200
	5	199,500	232,200	263,500	298,900	357,500	396,400
	6	201,000	233,800	264,300	300,600	359,800	398,600
	7	202,500	235,400	265,100	302,300	362,100	400,800
	8	204,000	237,000	265,900	304,000	364,400	403,000
	9	205,300	238,300	266,500	305,400	366,400	405,000
	10	206,700	239,000	267,300	307,200	368,700	407,300
	11	208,100	239,700	268,100	309,000	371,000	409,600
	12	209,500	240,400	268,900	310,800	373,300	411,900
	13	210,900	241,100	269,600	312,600	375,500	413,900
	14	212,600	242,200	270,600	314,400	377,800	416,100
	15	214,300	243,300	271,600	316,200	380,100	418,300
	16	216,000	244,400	272,600	318,000	382,400	420,500
	17	217,400	245,500	273,500	319,500	384,600	422,400
	18	219,000	246,200	274,900	321,700	387,100	424,200
	19	220,600	246,900	276,300	323,900	389,600	426,000
	20	222,200	247,600	277,700	326,100	392,100	427,800
	21	223,800	248,200	279,000	328,000	394,400	429,600
	22	225,100	249,000	280,900	330,300	396,800	431,100
	23	226,400	249,800	282,800	332,600	399,200	432,600
	24	227,700	250,600	284,700	334,900	401,600	434,100
	25	229,000	251,200	286,500	337,200	403,700	435,300
	26	230,000	252,100	288,200	339,500	405,900	436,400
	27	231,000	253,000	289,900	341,800	408,100	437,500
	28	232,000	253,900	291,600	344,100	410,300	438,600
	29	232,800	254,500	293,100	346,300	412,400	439,400
	30	233,900	255,300	295,000	348,500	414,200	440,300
	31	235,000	256,100	296,900	350,700	416,000	441,200
	32	236,100	256,900	298,800	352,900	417,800	442,100
	33	237,000	257,400	300,400	354,800	419,600	442,700
	34	237,900	258,300	302,600	357,100	421,000	443,500
	35	238,800	259,200	304,800	359,400	422,400	444,300
	36	239,700	260,100	307,000	361,700	423,800	445,100
	37	240,600	260,700	308,900	363,900	425,200	445,900
	38	241,500	261,500	310,700	366,300	426,200	446,600
	39	242,400	262,300	312,500	368,700	427,200	447,300
	40	243,300	263,100	314,300	371,100	428,200	448,000
	41	244,100	263,600	316,100	373,500	429,000	448,400
	42	245,000	264,300	318,100	375,900	429,800	448,900
	43	245,900	265,000	320,100	378,300	430,600	449,400
	44	246,800	265,700	322,100	380,700	431,400	449,900

45	247, 700	266, 100	323, 900	383, 100	432, 200	450, 200
46	248, 500	266, 900	325, 800	385, 400	433, 000	450, 900
47	249, 300	267, 700	327, 700	387, 700	433, 800	451, 600
48	250, 100	268, 500	329, 600	390, 000	434, 600	452, 300
49	250, 600	269, 300	331, 500	392, 300	435, 300	453, 000
50	251, 400	270, 200	333, 400	394, 500	436, 100	453, 400
51	252, 200	271, 100	335, 300	396, 700	436, 900	453, 800
52	253, 000	272, 000	337, 200	398, 900	437, 700	454, 200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	253, 800	272, 800	339, 000	401, 000	438, 300
	54	254, 500	273, 900	340, 800	402, 700	439, 000
	55	255, 200	275, 000	342, 600	404, 400	439, 700
	56	255, 900	276, 100	344, 400	406, 100	440, 400
	57	256, 400	277, 000	345, 900	407, 800	441, 000
	58	257, 100	278, 100	347, 300	409, 000	441, 600
	59	257, 800	279, 200	348, 700	410, 200	442, 200
	60	258, 500	280, 300	350, 100	411, 400	442, 800
	61	259, 000	281, 200	351, 500	412, 600	443, 400
	62	259, 700	282, 300	352, 700	413, 600	443, 900
	63	260, 400	283, 400	353, 900	414, 600	444, 400
	64	261, 100	284, 500	355, 100	415, 600	444, 900
	65	261, 600	285, 300	356, 200	416, 300	445, 200
	66	262, 400	286, 300	357, 300	417, 300	445, 600
	67	263, 200	287, 300	358, 400	418, 300	446, 000
	68	264, 000	288, 300	359, 500	419, 300	446, 400
	69	264, 700	289, 000	360, 600	420, 200	446, 600
	70	265, 500	289, 900	361, 500	421, 200	446, 800
	71	266, 300	290, 800	362, 400	422, 200	447, 000
	72	267, 100	291, 700	363, 300	423, 200	447, 200
	73	267, 600	292, 600	364, 200	424, 200	447, 400
	74	268, 300	293, 500	365, 100	425, 000	
	75	269, 000	294, 400	366, 000	425, 800	
	76	269, 700	295, 300	366, 900	426, 600	
	77	270, 300	296, 000	367, 800	427, 300	
	78	271, 200	296, 700	368, 400	428, 000	
	79	272, 100	297, 400	369, 000	428, 700	
	80	273, 000	298, 100	369, 600	429, 400	
	81	273, 900	298, 800	370, 200	430, 100	
	82	274, 800	299, 300	370, 800	430, 800	
	83	275, 700	299, 800	371, 400	431, 500	
	84	276, 600	300, 300	372, 000	432, 200	
	85	277, 200	300, 800	372, 300	432, 800	
	86	278, 100	301, 200	372, 900	433, 400	
	87	279, 000	301, 600	373, 500	434, 000	
	88	279, 900	302, 000	374, 100	434, 600	
	89	280, 500	302, 200	374, 700	435, 100	
	90	281, 300	302, 500	375, 000	435, 500	
	91	282, 100	302, 800	375, 300	435, 900	
	92	282, 900	303, 100	375, 600	436, 300	

93	283, 600	303, 400	375, 800	436, 500			
94	284, 200	303, 700	376, 000				
95	284, 800	304, 000	376, 200				
96	285, 400	304, 300	376, 400				
97	285, 700	304, 600	376, 600				
98	286, 100		376, 800				
99	286, 500		377, 000				
100	286, 900		377, 200				
101	287, 300		377, 400				
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額 円 191, 000	基準給料月額 円 217, 600	基準給料月額 円 247, 200	基準給料月額 円 261, 000	基準給料月額 円 279, 200	基準給料月額 円 293, 500	

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	215,700	262,600	285,000	305,800	331,000	361,300
	2	218,300	264,600	285,600	306,500	332,400	363,200
	3	220,900	266,600	286,200	307,200	333,800	365,100
	4	223,500	268,600	286,800	307,900	335,200	367,000
	5	226,100	270,500	287,100	308,500	336,500	368,700
	6	229,500	270,900	287,600	309,700	338,500	371,100
	7	232,900	271,300	288,100	310,900	340,500	373,500
	8	236,300	271,700	288,600	312,100	342,500	375,900
	9	239,600	271,900	289,000	313,000	344,200	378,100
	10	242,400	272,500	290,000	314,400	346,000	380,500
	11	245,200	273,100	291,000	315,800	347,800	382,900
	12	248,000	273,700	292,000	317,200	349,600	385,300
	13	250,700	274,100	292,800	318,500	351,400	387,700
	14	252,100	274,500	293,600	319,800	353,200	390,000
	15	253,500	274,900	294,400	321,100	355,000	392,300
	16	254,900	275,300	295,200	322,400	356,800	394,600
	17	256,000	275,500	296,000	323,500	358,400	396,700
	18	257,200	276,100	296,800	324,800	360,200	398,900
	19	258,400	276,700	297,600	326,100	362,000	401,100
	20	259,600	277,300	298,400	327,400	363,800	403,300
	21	260,600	277,700	299,100	328,600	365,600	405,200
	22	261,700	278,200	300,000	329,700	367,500	407,400
	23	262,800	278,700	300,900	330,800	369,400	409,600
	24	263,900	279,200	301,800	331,900	371,300	411,800
	25	264,700	279,500	302,600	332,900	373,200	413,800
	26	265,500	280,100	303,800	335,100	375,200	415,700
	27	266,300	280,700	305,000	337,300	377,200	417,600
	28	267,100	281,300	306,200	339,500	379,200	419,500
	29	267,900	281,900	307,300	341,500	381,200	421,300
	30	268,600	282,600	308,500	343,200	383,100	423,100
	31	269,300	283,300	309,700	344,900	385,000	424,900
	32	270,000	284,000	310,900	346,600	386,900	426,700
	33	270,600	284,700	312,000	348,300	388,600	428,300
	34	271,400	285,700	313,200	350,000	390,300	429,800
	35	272,200	286,700	314,400	351,700	392,000	431,300
	36	273,000	287,700	315,600	353,400	393,700	432,800
	37	273,700	288,500	316,700	354,800	395,100	434,300
	38	274,100	289,100	318,000	356,400	396,700	435,400
	39	274,500	289,700	319,300	358,000	398,300	436,500
	40	274,900	290,300	320,600	359,600	399,900	437,600
	41	275,300	290,900	321,800	361,100	401,200	438,700
	42	275,700	291,600	322,900	362,700	402,700	439,700
	43	276,100	292,300	324,000	364,300	404,200	440,700
	44	276,500	293,000	325,100	365,900	405,700	441,700

45	276, 700	293, 500	326, 200	367, 400	406, 900	442, 400
46	277, 100	294, 500	327, 300	369, 100	408, 300	443, 500
47	277, 500	295, 500	328, 400	370, 800	409, 700	444, 600
48	277, 900	296, 500	329, 500	372, 500	411, 100	445, 700
49	278, 200	297, 200	330, 300	374, 100	412, 400	446, 600
50	278, 600	298, 200	331, 400	375, 900	413, 700	447, 200
51	279, 000	299, 200	332, 500	377, 700	415, 000	447, 800
52	279, 400	300, 200	333, 600	379, 500	416, 300	448, 400
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	279, 700	300, 900	334, 600	381, 300	417, 400
	54	279, 900	301, 900	335, 700	383, 200	418, 800
	55	280, 100	302, 900	336, 800	385, 100	420, 200
	56	280, 300	303, 900	337, 900	387, 000	421, 600
	57	280, 500	304, 900	338, 800	388, 900	423, 000
	58	280, 700	306, 100	339, 900	390, 600	424, 200
	59	280, 900	307, 300	341, 000	392, 300	425, 400
	60	281, 100	308, 500	342, 100	394, 000	426, 600
	61	281, 300	309, 500	343, 200	395, 500	427, 800
	62	281, 500	310, 700	344, 300	397, 100	428, 700
	63	281, 700	311, 900	345, 400	398, 700	429, 600
	64	281, 900	313, 100	346, 500	400, 300	430, 500
	65	282, 100	314, 300	347, 300	401, 600	431, 100
	66	282, 400	315, 500	348, 600	403, 100	431, 700
	67	282, 700	316, 700	349, 900	404, 600	432, 300
	68	283, 000	317, 900	351, 200	406, 100	432, 900
	69	283, 100	318, 900	352, 200	407, 500	433, 300
	70	283, 500	320, 000	353, 400	408, 500	433, 600
	71	283, 900	321, 100	354, 600	409, 500	433, 900
	72	284, 300	322, 200	355, 800	410, 500	434, 200
	73	284, 500	323, 200	356, 700	411, 200	434, 300
	74	285, 000	324, 100	357, 700	412, 000	434, 600
	75	285, 500	325, 000	358, 700	412, 800	434, 900
	76	286, 000	325, 900	359, 700	413, 600	435, 200
	77	286, 200	326, 600	360, 600	414, 400	435, 300
	78	286, 600	327, 300	361, 600	415, 500	
	79	287, 000	328, 000	362, 600	416, 600	
	80	287, 400	328, 700	363, 600	417, 700	
	81	287, 800	329, 400	364, 300	418, 700	
	82	288, 100	329, 900	365, 200	419, 300	
	83	288, 400	330, 400	366, 100	419, 900	
	84	288, 700	330, 900	367, 000	420, 500	
	85	289, 000	331, 300	367, 700	420, 800	
	86	289, 300	331, 700	368, 600	421, 300	
	87	289, 600	332, 100	369, 500	421, 800	
	88	289, 900	332, 500	370, 400	422, 300	
	89	290, 100	332, 900	371, 200	422, 800	
	90	290, 300	333, 400	372, 100	423, 200	
	91	290, 500	333, 900	373, 000	423, 600	
	92	290, 700	334, 400	373, 900	424, 000	

93	290,900	334,900	374,500	424,200		
94	291,100	335,400	375,500			
95	291,300	335,900	376,500			
96	291,500	336,400	377,500			
97	291,700	336,800	378,400			
98		337,100	379,200			
99		337,400	380,000			
100		337,700	380,800			
101		338,000	381,400			
102		338,300	382,100			
103		338,600	382,800			
104		338,900	383,500			
105		339,200	384,000			
106		339,400	384,600			
107		339,600	385,200			
108		339,800	385,800			
109		340,000	386,200			
110		340,300	386,800			
111		340,600	387,400			
112		340,900	388,000			
113		341,200	388,300			
114			388,800			
115			389,300			
116			389,800			
117			390,100			
118			390,600			
119			391,100			
120			391,600			
121			392,100			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	190,500	217,100	247,200	261,000	279,200	293,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	440,000
3	491,000
4	558,000
5	638,000
6	746,000
7	870,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

別記第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
	1	179,400	215,600	255,700	336,300	342,400	383,600	466,900	523,600
	2	180,700	217,700	256,500	338,500	344,600	386,000	476,600	529,500
	3	182,000	219,800	257,300	340,700	346,800	388,400	485,900	534,600
	4	183,300	221,900	258,100	342,900	349,000	390,800	492,600	539,100
	5	184,400	223,700	258,900	345,000	350,900	392,900	497,400	543,100
	6	185,900	225,400	260,100	347,100	353,000	395,200	501,800	546,600
	7	187,400	227,100	261,300	349,200	355,100	397,500	505,500	549,600
	8	188,900	228,800	262,500	351,300	357,200	399,800	509,000	552,100
	9	190,400	230,300	263,700	353,400	359,000	402,000	511,700	554,100
	10	192,200	231,500	264,900	355,300	361,300	404,100	513,700	
	11	194,000	232,700	266,100	357,200	363,600	406,200		
	12	195,800	233,900	267,300	359,100	365,900	408,300		
	13	197,500	234,800	268,500	360,700	368,200	410,200		
	14	198,500	235,700	269,700	362,600	370,600	412,200		
	15	199,500	236,600	270,900	364,500	373,000	414,200		
	16	200,500	237,500	272,100	366,400	375,400	416,200		
	17	201,300	238,200	273,300	368,000	377,700	418,000		
	18	202,500	239,000	274,600	369,600	380,100	419,800		
	19	203,700	239,800	275,900	371,200	382,500	421,600		
	20	204,900	240,600	277,200	372,800	384,900	423,400		
	21	205,900	241,300	278,400	374,300	387,000	425,000		
	22	207,000	242,100	279,800	376,000	388,800	426,300		
	23	208,100	242,900	281,200	377,700	390,600	427,600		
	24	209,200	243,700	282,600	379,400	392,400	428,900		
	25	210,200	244,200	283,800	381,100	393,900	430,000		
	26	211,600	245,000	285,300	382,700	395,500	431,100		
	27	213,000	245,800	286,800	384,300	397,100	432,200		
	28	214,400	246,600	288,300	385,900	398,700	433,300		
	29	215,700	247,200	289,800	387,200	400,000	434,400		
	30	216,900	248,000	291,400	388,700	401,400	435,300		
	31	218,100	248,800	293,000	390,200	402,800	436,200		
	32	219,300	249,600	294,600	391,700	404,200	437,100		
	33	220,500	250,400	296,000	392,900	405,300	437,800		
	34	221,600	251,400	297,600	394,100	406,500	438,500		
	35	222,700	252,400	299,200	395,300	407,700	439,200		
	36	223,800	253,400	300,800	396,500	408,900	439,900		
	37	224,900	254,100	302,400	397,600	410,100	440,600		
	38	225,900	255,000	304,300	398,600	411,000	441,200		
	39	226,900	255,900	306,200	399,600	411,900	441,800		
	40	227,900	256,800	308,100	400,600	412,800	442,400		
	41	228,900	257,600	309,700	401,500	413,700	442,800		
	42	229,700	258,600	311,500	402,300	414,600	443,300		
	43	230,500	259,600	313,300	403,100	415,500	443,800		
	44	231,300	260,600	315,100	403,900	416,400	444,300		

45	231,900	261,400	316,800	404,700	417,000	444,600	
46	232,700	262,600	318,700	405,400	417,600	445,100	
47	233,500	263,800	320,600	406,100	418,200	445,600	
48	234,300	265,000	322,500	406,800	418,800	446,100	
49	234,800	266,100	324,200	407,400	419,400	446,600	
50	235,600	267,300	326,000	408,000	419,900	447,200	
51	236,400	268,500	327,800	408,600	420,400	447,800	
52	237,200	269,700	329,600	409,200	420,900	448,400	
53	238,000	270,800	331,300	409,700	421,200	448,700	
54	238,700	272,100	333,100	410,200	421,600	449,300	
55	239,400	273,400	334,900	410,700	422,000	449,900	
56	240,100	274,700	336,700	411,200	422,400	450,500	
57	240,500	275,900	338,400	411,700	422,700	450,800	
58	241,200	277,000	340,200	412,200	423,100	451,300	
59	241,900	278,100	342,000	412,700	423,500	451,800	
60	242,600	279,200	343,800	413,200	423,900	452,300	
61	243,100	280,000	345,400	413,500	424,300	452,600	
62	243,700	281,200	347,100	414,000	424,800	453,100	
63	244,300	282,400	348,800	414,500	425,300	453,600	
64	244,900	283,600	350,500	415,000	425,800	454,100	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	65	245,200	284,700	352,000	415,200	426,100	454,600
	66	245,700	285,900	353,600	415,500	426,600	455,000
	67	246,200	287,100	355,200	415,800	427,100	455,400
	68	246,700	288,300	356,800	416,100	427,600	455,800
	69	247,200	289,500	358,400	416,300	428,100	455,900
	70	247,700	290,800	359,800	416,600	428,300	456,400
	71	248,200	292,100	361,200	416,900	428,500	456,900
	72	248,700	293,400	362,600	417,200	428,700	457,400
73	249,200	294,500	363,900	417,300	428,900	457,900	
74	249,700	295,700	365,100	417,600	429,100	458,400	
75	250,200	296,900	366,300	417,900	429,300	458,900	
76	250,700	298,100	367,500	418,100	429,500	459,400	
77	251,200	299,300	368,500	418,200	429,600	459,800	
78	251,700	300,500	369,600				
79	252,200	301,700	370,700				
80	252,700	302,900	371,800				
81	253,200	304,000	372,600				
82		305,300	373,400				
83		306,600	374,200				
84		307,900	375,000				
85		308,900	375,500				
86			376,100				
87			376,700				
88			377,300				
89			377,600				
90			378,000				
91			378,400				
92			378,800				

			379,200					
93			379,500					
94			379,800					
95			380,100					
96								
			380,400					
97			380,600					
98			380,800					
99			381,000					
100								
101			381,200					
102			381,500					
103			381,800					
104			382,100					
			382,300					
105			382,600					
106			382,900					
107			383,200					
108								
109			383,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額 円						
		193,500	220,100	247,200	279,100	293,800	311,300	371,100
								416,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	211,000	233,400	328,200	357,700	444,700
	2	214,300	235,400	329,900	359,000	446,000
	3	217,600	237,400	331,600	360,300	447,300
	4	220,900	239,400	333,300	361,600	448,600
	5	224,000	241,400	334,700	362,900	449,600
	6	225,600	243,500	336,600	364,700	450,900
	7	227,200	245,600	338,500	366,500	452,200
	8	228,800	247,700	340,400	368,300	453,500
	9	230,400	249,800	342,300	370,000	454,700
	10	232,100	252,500	344,200	371,400	455,900
	11	233,800	255,200	346,100	372,800	457,100
	12	235,500	257,900	348,000	374,200	458,300
	13	237,000	260,400	349,600	375,500	459,200
	14	238,800	262,000	351,400	376,800	460,100
	15	240,600	263,600	353,200	378,100	461,000
	16	242,400	265,200	355,000	379,400	461,900
	17	244,100	266,700	356,700	380,500	462,600
	18	247,100	268,400	358,000	381,500	463,100
	19	250,100	270,100	359,300	382,500	463,600
	20	253,100	271,800	360,600	383,500	464,100
	21	255,800	273,200	361,600	384,500	464,600
	22	258,000	274,700	363,100	385,700	465,100
	23	260,200	276,200	364,600	386,900	465,600
	24	262,400	277,700	366,100	388,100	466,100
	25	264,600	278,900	367,400	389,000	466,600
	26	265,700	280,400	368,700	390,100	467,200
	27	266,800	281,900	370,000	391,200	467,800
	28	267,900	283,400	371,300	392,300	468,400
	29	268,800	284,700	372,400	393,400	468,700
	30	270,100	286,500	373,800	394,600	469,200
	31	271,400	288,300	375,200	395,800	469,700
	32	272,700	290,100	376,600	397,000	470,200
	33	274,000	291,600	378,000	397,900	470,700
	34	275,300	293,400	379,100	399,000	
	35	276,600	295,200	380,200	400,100	
	36	277,900	297,000	381,300	401,200	
	37	279,000	298,500	382,400	402,200	
	38	280,100	300,200	383,400	403,500	
	39	281,200	301,900	384,400	404,800	
	40	282,300	303,600	385,400	406,100	
	41	283,400	305,100	386,400	407,200	
	42	284,600	306,700	387,600	408,400	
	43	285,800	308,300	388,800	409,600	
	44	287,000	309,900	390,000	410,800	

45	288, 100	311, 500	391, 000	411, 800	
46	289, 200	313, 000	392, 200	413, 000	
47	290, 300	314, 500	393, 400	414, 200	
48	291, 400	316, 000	394, 600	415, 400	
49	292, 400	317, 400	395, 500	416, 500	
50	293, 300	319, 000	396, 500	417, 500	
51	294, 200	320, 600	397, 500	418, 500	
52	295, 100	322, 200	398, 500	419, 500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53 295, 800	323, 700	399, 500	420, 400	
	54 296, 900	325, 300	400, 600	421, 600	
	55 298, 000	326, 900	401, 700	422, 800	
	56 299, 100	328, 500	402, 800	424, 000	
	57 300, 100	330, 000	403, 700	425, 200	
	58 301, 300	331, 900	404, 800	426, 300	
	59 302, 500	333, 800	405, 900	427, 400	
	60 303, 700	335, 700	407, 000	428, 500	
	61 304, 700	337, 400	407, 800	429, 400	
	62 305, 400	339, 300	408, 900	430, 100	
	63 306, 100	341, 200	410, 000	430, 800	
	64 306, 800	343, 100	411, 100	431, 500	
	65 307, 200	344, 700	411, 900	431, 900	
	66 308, 300	346, 100	413, 000	432, 300	
	67 309, 400	347, 500	414, 100	432, 700	
	68 310, 500	348, 900	415, 200	433, 100	
	69 311, 500	350, 200	416, 200	433, 300	
	70 312, 400	351, 700	417, 000	433, 700	
	71 313, 300	353, 200	417, 800	434, 100	
	72 314, 200	354, 700	418, 600	434, 500	
	73 314, 800	356, 000	419, 400	434, 900	
	74 315, 800	357, 500	420, 000	435, 200	
	75 316, 800	359, 000	420, 600	435, 500	
	76 317, 800	360, 500	421, 200	435, 800	
	77 318, 500	361, 800	421, 700	435, 900	
	78 319, 300	363, 200	422, 500	436, 200	
	79 320, 100	364, 600	423, 300	436, 500	
	80 320, 900	366, 000	424, 100	436, 700	
	81 321, 600	367, 200	424, 700	436, 800	
	82 322, 300	368, 600	424, 900	437, 100	
	83 323, 000	370, 000	425, 100	437, 400	
	84 323, 700	371, 400	425, 300	437, 700	
	85 324, 100	372, 500	425, 500	437, 800	
	86 324, 700	373, 700	425, 700	438, 100	
	87 325, 300	374, 900	425, 900	438, 400	
	88 325, 900	376, 100	426, 100	438, 700	
	89 326, 300	377, 100	426, 200	438, 800	
	90 326, 700	378, 200	426, 400		
	91 327, 100	379, 300	426, 600		
	92 327, 500	380, 400	426, 800		

93	327, 600	381, 200	426, 900	
94	328, 100	382, 300	427, 100	
95	328, 600	383, 400	427, 300	
96	329, 100	384, 500	427, 500	
97	329, 400	385, 400	427, 700	
98	330, 100	386, 300		
99	330, 800	387, 200		
100	331, 500	388, 100		
101	332, 200	389, 000		
102	332, 500	389, 900		
103	332, 800	390, 800		
104	333, 100	391, 700		
105	333, 400	392, 400		
106	333, 700	393, 300		
107	334, 000	394, 200		
108	334, 300	395, 100		
109	334, 400	395, 900		
110	334, 600	396, 800		
111	334, 800	397, 700		
112	335, 000	398, 600		
113	335, 200	399, 300		
114	335, 400	400, 200		
115	335, 600	401, 100		
116	335, 800	402, 000		
117	335, 900	402, 800		
118	336, 100	403, 500		
119	336, 300	404, 200		
120	336, 500	404, 900		
121	336, 700	405, 600		
122	337, 000	406, 300		
123	337, 300	407, 000		
124	337, 500	407, 700		
125	337, 600	408, 200		
126	337, 800	408, 800		
127	338, 000	409, 400		
128	338, 200	410, 000		
129	338, 400	410, 600		
130	338, 700	411, 200		
131	339, 000	411, 800		
132	339, 200	412, 400		
133	339, 300	413, 000		
134	339, 600	413, 300		
135	339, 900	413, 600		
136	340, 200	413, 900		
137	340, 300	414, 200		
138	340, 600	414, 500		
139	340, 900	414, 800		
140	341, 100	415, 100		

		341, 200	415, 400		
141		341, 500	415, 700		
142		341, 800	416, 000		
143		342, 100	416, 300		
		342, 200	416, 500		
145		342, 500	416, 800		
146		342, 800	417, 100		
147		343, 100	417, 400		
		343, 200	417, 500		
149		343, 500	417, 800		
150		343, 800	418, 100		
151		344, 100	418, 400		
		344, 200	418, 500		
153		344, 500	418, 800		
154		344, 800	419, 100		
155		345, 100	419, 400		
		345, 200	419, 500		
157		345, 500	419, 700		
158		345, 800	419, 900		
159		346, 100	420, 100		
		346, 200	420, 300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 241, 400	基準給料月額 円 285, 000	基準給料月額 円 311, 100	基準給料月額 円 338, 900
					420, 700

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円
	1	343,500	401,800	480,800	593,200
	2	346,100	405,700	483,100	599,500
	3	348,700	409,600	485,400	604,500
	4	351,300	413,500	487,700	609,300
	5	353,700	417,200	489,900	613,300
	6	356,300	421,100	492,100	616,800
	7	358,900	425,000	494,300	619,800
	8	361,500	428,900	496,500	622,300
	9	364,000	432,700	498,400	
	10	366,900	436,100	500,700	
	11	369,800	439,500	503,000	
	12	372,700	442,900	505,300	
	13	375,600	446,200	507,500	
	14	378,700	449,100	509,400	
	15	381,800	452,000	511,300	
	16	384,900	454,900	513,200	
	17	387,900	457,700	514,900	
	18	390,700	460,600	517,100	
	19	393,500	463,500	519,300	
	20	396,300	466,400	521,500	
	21	399,100	469,000	523,400	
	22	402,100	471,300	525,100	
	23	405,100	473,600	526,800	
	24	408,100	475,900	528,500	
	25	410,800	478,000	530,200	
	26	413,700	479,400	531,900	
	27	416,600	480,800	533,600	
	28	419,500	482,200	535,300	
	29	422,200	483,500	536,900	
	30	425,100	485,000	538,600	
	31	428,000	486,500	540,300	
	32	430,900	488,000	542,000	
	33	433,600	489,500	543,500	
	34	436,400	491,100	545,000	
	35	439,200	492,700	546,500	
	36	442,000	494,300	548,000	
	37	444,700	495,700	549,400	
	38	447,300	497,400	550,300	
	39	449,900	499,100	551,200	
	40	452,500	500,800	552,100	
	41	455,100	502,300	552,700	
	42	457,700	504,000	553,900	
	43	460,300	505,700	555,100	
	44	462,900	507,400	556,300	

45	465,500	509,000	557,500	
46	467,000	510,200	559,000	
47	468,500	511,400	560,500	
48	470,000	512,600	562,000	
49	471,300	513,600	563,500	
50	472,700	514,200	564,500	
51	474,100	514,800	565,500	
52	475,500	515,400	566,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	476,700	516,000	567,300
	54	478,000	516,600	568,400
	55	479,300	517,200	569,500
	56	480,600	517,800	570,600
	57	481,900	518,300	571,400
	58	483,400	518,900	572,600
	59	484,900	519,500	573,800
	60	486,400	520,100	575,000
	61	487,900	520,500	575,900
	62	489,400	521,100	576,800
	63	490,900	521,700	577,700
	64	492,400	522,300	578,600
	65	493,600	522,900	579,300
	66	494,400	523,600	580,200
	67	495,200	524,300	581,100
	68	496,000	525,000	582,000
	69	496,800	525,700	582,700
	70	497,700	526,200	583,100
	71	498,600	526,700	583,500
	72	499,500	527,200	583,900
	73	500,200	527,500	584,100
	74	500,900	528,000	584,500
	75	501,600	528,500	584,900
	76	502,300	529,000	585,300
	77	502,900	529,400	585,600
	78	503,200	530,100	586,000
	79	503,500	530,800	586,400
	80	503,800	531,500	586,800
	81	503,900	532,000	587,000
	82		532,800	587,400
	83		533,600	587,800
	84		534,400	588,200
	85		534,900	588,500
	86		535,800	588,900
	87		536,700	589,300
	88		537,600	589,700
	89		538,200	589,800
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		312,000	358,500	397,600
				461,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	186,900	226,200	260,900	354,800	384,600	422,400
	2	190,100	227,700	261,600	357,100	387,100	424,200
	3	193,300	229,200	262,300	359,400	389,600	426,000
	4	196,500	230,700	263,000	361,700	392,100	427,800
	5	199,500	232,200	263,500	363,900	394,400	429,600
	6	201,000	233,800	264,300	366,300	396,800	431,100
	7	202,500	235,400	265,100	368,700	399,200	432,600
	8	204,000	237,000	265,900	371,100	401,600	434,100
	9	205,300	238,300	266,500	373,500	403,700	435,300
	10	206,700	239,000	267,300	375,900	405,900	436,400
	11	208,100	239,700	268,100	378,300	408,100	437,500
	12	209,500	240,400	268,900	380,700	410,300	438,600
	13	210,900	241,100	269,600	383,100	412,400	439,400
	14	212,600	242,200	270,600	385,400	414,200	440,300
	15	214,300	243,300	271,600	387,700	416,000	441,200
	16	216,000	244,400	272,600	390,000	417,800	442,100
	17	217,400	245,500	273,500	392,300	419,600	442,700
	18	219,000	246,200	274,900	394,500	421,000	443,500
	19	220,600	246,900	276,300	396,700	422,400	444,300
	20	222,200	247,600	277,700	398,900	423,800	445,100
	21	223,800	248,200	279,000	401,000	425,200	445,900
	22	225,100	249,000	280,900	402,700	426,200	446,600
	23	226,400	249,800	282,800	404,400	427,200	447,300
	24	227,700	250,600	284,700	406,100	428,200	448,000
	25	229,000	251,200	286,500	407,800	429,000	448,400
	26	230,000	252,100	288,200	409,000	429,800	448,900
	27	231,000	253,000	289,900	410,200	430,600	449,400
	28	232,000	253,900	291,600	411,400	431,400	449,900
	29	232,800	254,500	293,100	412,600	432,200	450,200
	30	233,900	255,300	295,000	413,600	433,000	450,900
	31	235,000	256,100	296,900	414,600	433,800	451,600
	32	236,100	256,900	298,800	415,600	434,600	452,300
	33	237,000	257,400	300,400	416,300	435,300	453,000
	34	237,900	258,300	302,600	417,300	436,100	453,400
	35	238,800	259,200	304,800	418,300	436,900	453,800
	36	239,700	260,100	307,000	419,300	437,700	454,200
	37	240,600	260,700	308,900	420,200	438,300	454,300
	38	241,500	261,500	310,700	421,200	439,000	454,700
	39	242,400	262,300	312,500	422,200	439,700	455,100
	40	243,300	263,100	314,300	423,200	440,400	455,500
	41	244,100	263,600	316,100	424,200	441,000	455,600
	42	245,000	264,300	318,100	425,000	441,600	455,800
	43	245,900	265,000	320,100	425,800	442,200	456,000
	44	246,800	265,700	322,100	426,600	442,800	456,200

45	247,700	266,100	323,900	427,300	443,400	456,400
46	248,500	266,900	325,800	428,000	443,900	456,600
47	249,300	267,700	327,700	428,700	444,400	456,800
48	250,100	268,500	329,600	429,400	444,900	456,900
49	250,600	269,300	331,500	430,100	445,200	457,000
50	251,400	270,200	333,400	430,800	445,600	
51	252,200	271,100	335,300	431,500	446,000	
52	253,000	272,000	337,200	432,200	446,400	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	253,800	272,800	339,000	432,800	446,600
	54	254,500	273,900	340,800	433,400	446,800
	55	255,200	275,000	342,600	434,000	447,000
	56	255,900	276,100	344,400	434,600	447,200
	57	256,400	277,000	345,900	435,100	447,400
	58	257,100	278,100	347,300	435,500	
	59	257,800	279,200	348,700	435,900	
	60	258,500	280,300	350,100	436,300	
	61	259,000	281,200	351,500	436,500	
	62	259,700	282,300	352,700		
	63	260,400	283,400	353,900		
	64	261,100	284,500	355,100		
	65	261,600	285,300	356,200		
	66	262,400	286,300	357,300		
	67	263,200	287,300	358,400		
	68	264,000	288,300	359,500		
	69	264,700	289,000	360,600		
	70	265,500	289,900	361,500		
	71	266,300	290,800	362,400		
	72	267,100	291,700	363,300		
	73	267,600	292,600	364,200		
	74	268,300	293,500	365,100		
	75	269,000	294,400	366,000		
	76	269,700	295,300	366,900		
	77	270,300	296,000	367,800		
	78	271,200	296,700	368,400		
	79	272,100	297,400	369,000		
	80	273,000	298,100	369,600		
	81	273,900	298,800	370,200		
	82	274,800	299,300	370,800		
	83	275,700	299,800	371,400		
	84	276,600	300,300	372,000		
	85	277,200	300,800	372,300		
	86	278,100	301,200	372,900		
	87	279,000	301,600	373,500		
	88	279,900	302,000	374,100		
	89	280,500	302,200	374,700		
	90	281,300	302,500	375,000		
	91	282,100	302,800	375,300		
	92	282,900	303,100	375,600		

93	283, 600	303, 400	375, 800			
94	284, 200	303, 700	376, 000			
95	284, 800	304, 000	376, 200			
96	285, 400	304, 300	376, 400			
97	285, 700	304, 600	376, 600			
98	286, 100		376, 800			
99	286, 500		377, 000			
100	286, 900		377, 200			
101	287, 300		377, 400			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額 円 191, 000	基準給料月額 円 217, 600	基準給料月額 円 247, 200	基準給料月額 円 261, 000	基準給料月額 円 279, 200	基準給料月額 円 293, 500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	215,700	262,600	287,100	348,300	358,400	396,700
	2	218,300	264,600	287,600	350,000	360,200	398,900
	3	220,900	266,600	288,100	351,700	362,000	401,100
	4	223,500	268,600	288,600	353,400	363,800	403,300
	5	226,100	270,500	289,000	354,800	365,600	405,200
	6	229,500	270,900	290,000	356,400	367,500	407,400
	7	232,900	271,300	291,000	358,000	369,400	409,600
	8	236,300	271,700	292,000	359,600	371,300	411,800
	9	239,600	271,900	292,800	361,100	373,200	413,800
	10	242,400	272,500	293,600	362,700	375,200	415,700
	11	245,200	273,100	294,400	364,300	377,200	417,600
	12	248,000	273,700	295,200	365,900	379,200	419,500
	13	250,700	274,100	296,000	367,400	381,200	421,300
	14	252,100	274,500	296,800	369,100	383,100	423,100
	15	253,500	274,900	297,600	370,800	385,000	424,900
	16	254,900	275,300	298,400	372,500	386,900	426,700
	17	256,000	275,500	299,100	374,100	388,600	428,300
	18	257,200	276,100	300,000	375,900	390,300	429,800
	19	258,400	276,700	300,900	377,700	392,000	431,300
	20	259,600	277,300	301,800	379,500	393,700	432,800
	21	260,600	277,700	302,600	381,300	395,100	434,300
	22	261,700	278,200	303,800	383,200	396,700	435,400
	23	262,800	278,700	305,000	385,100	398,300	436,500
	24	263,900	279,200	306,200	387,000	399,900	437,600
	25	264,700	279,500	307,300	388,900	401,200	438,700
	26	265,500	280,100	308,500	390,600	402,700	439,700
	27	266,300	280,700	309,700	392,300	404,200	440,700
	28	267,100	281,300	310,900	394,000	405,700	441,700
	29	267,900	281,900	312,000	395,500	406,900	442,400
	30	268,600	282,600	313,200	397,100	408,300	443,500
	31	269,300	283,300	314,400	398,700	409,700	444,600
	32	270,000	284,000	315,600	400,300	411,100	445,700
	33	270,600	284,700	316,700	401,600	412,400	446,600
	34	271,400	285,700	318,000	403,100	413,700	447,200
	35	272,200	286,700	319,300	404,600	415,000	447,800
	36	273,000	287,700	320,600	406,100	416,300	448,400
	37	273,700	288,500	321,800	407,500	417,400	448,900
	38	274,100	289,100	322,900	408,500	418,800	449,400
	39	274,500	289,700	324,000	409,500	420,200	449,900
	40	274,900	290,300	325,100	410,500	421,600	450,400
	41	275,300	290,900	326,200	411,200	423,000	450,900
	42	275,700	291,600	327,300	412,000	424,200	451,100
	43	276,100	292,300	328,400	412,800	425,400	451,300
	44	276,500	293,000	329,500	413,600	426,600	451,500

45	276, 700	293, 500	330, 300	414, 400	427, 800	451, 700
46	277, 100	294, 500	331, 400	415, 500	428, 700	
47	277, 500	295, 500	332, 500	416, 600	429, 600	
48	277, 900	296, 500	333, 600	417, 700	430, 500	
49	278, 200	297, 200	334, 600	418, 700	431, 100	
50	278, 600	298, 200	335, 700	419, 300	431, 700	
51	279, 000	299, 200	336, 800	419, 900	432, 300	
52	279, 400	300, 200	337, 900	420, 500	432, 900	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	53	279, 700	300, 900	338, 800	420, 800	433, 300
	54	279, 900	301, 900	339, 900	421, 300	433, 600
	55	280, 100	302, 900	341, 000	421, 800	433, 900
	56	280, 300	303, 900	342, 100	422, 300	434, 200
	57	280, 500	304, 900	343, 200	422, 800	434, 300
	58	280, 700	306, 100	344, 300	423, 200	434, 600
	59	280, 900	307, 300	345, 400	423, 600	434, 900
	60	281, 100	308, 500	346, 500	424, 000	435, 200
	61	281, 300	309, 500	347, 300	424, 200	435, 300
	62	281, 500	310, 700	348, 600		
	63	281, 700	311, 900	349, 900		
	64	281, 900	313, 100	351, 200		
	65	282, 100	314, 300	352, 200		
	66	282, 400	315, 500	353, 400		
	67	282, 700	316, 700	354, 600		
	68	283, 000	317, 900	355, 800		
	69	283, 100	318, 900	356, 700		
	70	283, 500	320, 000	357, 700		
	71	283, 900	321, 100	358, 700		
	72	284, 300	322, 200	359, 700		
	73	284, 500	323, 200	360, 600		
	74	285, 000	324, 100	361, 600		
	75	285, 500	325, 000	362, 600		
	76	286, 000	325, 900	363, 600		
	77	286, 200	326, 600	364, 300		
	78	286, 600	327, 300	365, 200		
	79	287, 000	328, 000	366, 100		
	80	287, 400	328, 700	367, 000		
	81	287, 800	329, 400	367, 700		
	82	288, 100	329, 900	368, 600		
	83	288, 400	330, 400	369, 500		
	84	288, 700	330, 900	370, 400		
	85	289, 000	331, 300	371, 200		
	86	289, 300	331, 700	372, 100		
	87	289, 600	332, 100	373, 000		
	88	289, 900	332, 500	373, 900		
	89	290, 100	332, 900	374, 500		
	90	290, 300	333, 400	375, 500		
	91	290, 500	333, 900	376, 500		
	92	290, 700	334, 400	377, 500		

93	290, 900	334, 900	378, 400			
94	291, 100	335, 400	379, 200			
95	291, 300	335, 900	380, 000			
96	291, 500	336, 400	380, 800			
97	291, 700	336, 800	381, 400			
98		337, 100	382, 100			
99		337, 400	382, 800			
100		337, 700	383, 500			
101		338, 000	384, 000			
102		338, 300	384, 600			
103		338, 600	385, 200			
104		338, 900	385, 800			
105		339, 200	386, 200			
106		339, 400	386, 800			
107		339, 600	387, 400			
108		339, 800	388, 000			
109		340, 000	388, 300			
110		340, 300	388, 800			
111		340, 600	389, 300			
112		340, 900	389, 800			
113		341, 200	390, 100			
114			390, 600			
115			391, 100			
116			391, 600			
117			392, 100			
定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額 円 190, 500	基準給料月額 円 217, 100	基準給料月額 円 247, 200	基準給料月額 円 261, 000	基準給料月額 円 279, 200	基準給料月額 円 293, 500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第3 切替要領

令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	1	1	1	1
11	7	1	1	1	1	1
12	8	1	1	1	1	1
13	9	1	1	1	1	1
14	10	1	1	1	1	1
15	11	1	1	1	1	1
16	12	1	1	1	1	1
17	13	1	1	1	1	1
18	14	1	2	2	1	1
19	15	1	3	3	1	1
20	16	1	4	4	1	1
21	17	1	5	5	1	1
22	18	1	6	6	1	1
23	19	1	7	7	1	1
24	20	1	8	8	1	1
25	21	1	9	9	1	1
26	22	1	10	10	2	1
27	23	1	11	11	2	1
28	24	1	12	12	2	1
29	25	1	13	13	2	1
30	26	1	14	14	3	1
31	27	1	15	15	3	1
32	28	1	16	16	3	1
33	29	1	17	17	3	1
34	30	2	18	18	4	1
35	31	3	19	19	4	1
36	32	4	20	20	4	1
37	33	5	21	21	4	1
38	34	6	22	22	5	1
39	35	7	23	23	5	1
40	36	8	24	24	5	2
41	37	9	25	25	6	2
42	38	10	26	26	6	2
43	39	11	27	27	6	2
44	40	12	28	28	6	2

45	41	13	29	29	7	2
46	42	14	30	30	7	2
47	43	15	31	31	7	2
48	44	16	32	32	7	2
49	45	17	33	33	8	2
50	46	18	34	34	8	2
51	47	19	35	35	8	2
52	48	20	36	36	8	3
53	49	21	37	37	9	3
54	50	22	38	38	9	3
55	51	23	39	39	9	3
56	52	24	40	40	9	3
57	53	25	41	41	9	3
58	54	26	42	42	10	3
59	55	27	43	43	10	3
60	56	28	44	44	10	3
61	57	29	45	45	10	3
62	58	30	46	46		
63	59	31	47	47		
64	60	32	48	48		
65	61	33	49	49		
66	62	34	50	50		
67	63	35	51	51		
68	64	36	52	52		
69	65	37	53	53		
70	66	38	54	54		
71	67	39	55	55		
72	68	40	56	56		
73	69	41	57	57		
74	70	42	58	58		
75	71	43	59	59		
76	72	44	60	60		
77	73	45	61	61		
78	74	46	62	62		
79	75	47	63	63		
80	76	48	64	64		
81	77	49	65	65		
82	78	50	66	66		
83	79	51	67	67		
84	80	52	68	68		
85	81	53	69	69		
86	82	54	70	70		
87	83	55	71	71		
88	84	56	72	72		

89	85	57	73	73		
90	86	58	74	74		
91	87	59	75	75		
92	88	60	76	76		
93	89	61	77	77		
94	90	62				
95	91	63				
96	92	64				
97	93	65				
98	94	66				
99	95	67				
100	96	68				
101	97	69				
102	98	70				
103	99	71				
104	100	72				
105	101	73				
106	102	74				
107	103	75				
108	104	76				
109	105	77				
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	109					
115	109					
116	109					
117	109					
118	109					
119	109					
120	109					
121	109					
122	109					
123	109					
124	109					
125	109					
126	109					
127	109					
128	109					
129	109					

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28

45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	

89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ウ 医療職（1）給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	1
27	11	1
28	12	1
29	13	1
30	14	1
31	15	1
32	16	1
33	17	1
34	18	1
35	19	1
36	20	1
37	21	1
38	22	1
39	23	1
40	24	1
41	25	1
42	26	1
43	27	1
44	28	1

45	29	1
46	30	1
47	31	1
48	32	1
49	33	2
50	34	2
51	35	2
52	36	2
53	37	2
54	38	2
55	39	2
56	40	3
57	41	3
58	42	3
59	43	3
60	44	3
61	45	3
62	46	3
63	47	3
64	48	3
65	49	3
66	50	4
67	51	4
68	52	4
69	53	4
70	54	4
71	55	4
72	56	4
73	57	4
74	58	4
75	59	4
76	60	4
77	61	4
78	62	4
79	63	5
80	64	5
81	65	5
82	66	5
83	67	5
84	68	5
85	69	5
86	70	
87	71	
88	72	

89	73	
90	74	
91	75	
92	76	
93	77	
94	78	
95	79	
96	80	
97	81	
98	82	
99	83	
100	84	
101	85	
102	86	
103	87	
104	88	
105	89	

エ 医療職（2）給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	2
19	1	3	3
20	1	4	4
21	1	5	5
22	1	6	6
23	1	7	7
24	1	8	8
25	1	9	9
26	1	10	10
27	1	11	11
28	1	12	12
29	1	13	13
30	1	14	14
31	1	15	15
32	1	16	16
33	1	17	17
34	2	18	18
35	3	19	19
36	4	20	20
37	5	21	21
38	6	22	22
39	7	23	23
40	8	24	24
41	9	25	25
42	10	26	26
43	11	27	27
44	12	28	28

45	13	29	29
46	14	30	30
47	15	31	31
48	16	32	32
49	17	33	33
50	18	34	34
51	19	35	35
52	20	36	36
53	21	37	37
54	22	38	38
55	23	39	39
56	24	40	40
57	25	41	41
58	26	42	42
59	27	43	43
60	28	44	44
61	29	45	45
62	30	46	46
63	31	47	47
64	32	48	48
65	33	49	49
66	34	50	
67	35	51	
68	36	52	
69	37	53	
70	38	54	
71	39	55	
72	40	56	
73	41	57	
74	42		
75	43		
76	44		
77	45		
78	46		
79	47		
80	48		
81	49		
82	50		
83	51		
84	52		
85	53		
86	54		
87	55		
88	56		

89	57		
90	58		
91	59		
92	60		
93	61		

オ 医療職 (3) 級料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	1	1	1
11	7	1	1	1
12	8	1	1	1
13	9	1	1	1
14	10	1	1	1
15	11	1	1	1
16	12	1	1	1
17	13	1	1	1
18	14	1	2	2
19	15	1	3	3
20	16	1	4	4
21	17	1	5	5
22	18	1	6	6
23	19	1	7	7
24	20	1	8	8
25	21	1	9	9
26	22	1	10	10
27	23	1	11	11
28	24	1	12	12
29	25	1	13	13
30	26	1	14	14
31	27	1	15	15
32	28	1	16	16
33	29	1	17	17
34	30	2	18	18
35	31	3	19	19
36	32	4	20	20
37	33	5	21	21
38	34	6	22	22
39	35	7	23	23
40	36	8	24	24
41	37	9	25	25
42	38	10	26	26
43	39	11	27	27
44	40	12	28	28

45	41	13	29	29
46	42	14	30	30
47	43	15	31	31
48	44	16	32	32
49	45	17	33	33
50	46	18	34	34
51	47	19	35	35
52	48	20	36	36
53	49	21	37	37
54	50	22	38	38
55	51	23	39	39
56	52	24	40	40
57	53	25	41	41
58	54	26	42	42
59	55	27	43	43
60	56	28	44	44
61	57	29	45	45
62	58	30	46	
63	59	31	47	
64	60	32	48	
65	61	33	49	
66	62	34	50	
67	63	35	51	
68	64	36	52	
69	65	37	53	
70	66	38	54	
71	67	39	55	
72	68	40	56	
73	69	41	57	
74	70	42	58	
75	71	43	59	
76	72	44	60	
77	73	45	61	
78	74	46		
79	75	47		
80	76	48		
81	77	49		
82	78	50		
83	79	51		
84	80	52		
85	81	53		
86	82	54		
87	83	55		
88	84	56		

89	85	57		
90	86	58		
91	87	59		
92	88	60		
93	89	61		
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

